

令和5年度

江別市における給与・雇用実態調査

江 別 市  
江別商工会議所



# はじめに

中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は、物価高騰により、収益減少等の影響を受けているほか、人手不足についても深刻な状況にあります。こうした状況の中、中小企業・小規模事業者の業況や業績は、感染症の流行前の水準に戻りつつある一方で、業種によっては引き続き厳しい状況が続いております。（2023年版中小企業白書）

北海道経済については、北海道月例経済報告によると、「持ち直しの動きが続いている」とあります。

個人消費は、一部が前年を下回っているものの、経済社会活動の正常化が進む中で、全体として持ち直しの動きが続いています。

雇用動向においては7-9月期の完全失業者数は8万人と前年同期と同数でありました。9月の有効求人倍率は、1.01倍と6ヶ月連続で前年を下回っています。

こうした経済状況の中、市内各事業所の協力を得て実施された本調査ですが、調査方法や内容が限られたものであることから、本市における雇用実態の全体を網羅しているものではありませんが、市内における給与・雇用等の現状の把握と、それを踏まえた経営改善、業務計画等に活用していただければ幸いに存じます。

最後になりましたが、本調査にご協力いただきました各事業所の皆様に厚くお礼申し上げますと共に、今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月

江 別 市

江 別 商 工 会 議 所

# 調査概要

## 1 調査目的

本調査は江別市内の民間事業所における労働実態を把握し労働対策、労働指導など労働行政の基礎資料を得ることを目的とした。

## 2 調査対象

市内に所在する民間事業所で、事業所全体で正規従業員を4人以上雇用している事業所を対象とした。

- (1) 製造業
- (2) 建設業
- (3) 卸売・小売業
- (4) 運輸・通信業
- (5) 金融・保険業
- (6) サービス業

## 3 調査方法

調査対象事業所へ調査票を郵送し、返信用封筒により回収した。

(希望事業所には、調査票データを送り、電子メールによる返信にて回収した。)

## 4 調査時点

令和5年10月1日現在

## 5 集計方法

- (1) 調査票のうち、回答のない設問については、集計から除外した。
- (2) 産業別、規模別のクロス集計を行った。

## 6 回答結果

300事業所に対し、調査を実施した結果、141事業所から回答(回答率47%)があり、そのうち正規従業員4人未満のものが、40事業所であった。

- (1) 産業別回答結果
- (2) 従業員規模による回答結果

## 7 調査結果の注意点

- (1) 本調査の集計事業所は毎年同一ではないため、集計数値を経年で単純に比較することは適当ではない。
- (2) 回答率により、平均の数値が年度によって大きく変動している場合がある。
- (3) 回答事業所において、調査項目によって、未回答(空欄)の項目があることから、各項目の個別回答における平均数値等については、回答があった平均値等を記載している。

# 目次

## 調査結果

1 従業員の構成	1
（1）従業員数について	1
（2）外国人技能実習生の国籍について	1
（3）障がい者雇用について	1
2 正規従業員	1
（1）採用状況について	1
（2）来年度（令和5年度）の採用見込みについて	2
（3）労働時間について	2
（4）新卒者の初任給について	4
（5）正規従業員の平均給与について	5
（6）一時金について	5
（7）退職金制度について	6
（8）福利厚生制度について	6
（9）賃金の引き上げについて	6
（10）障がい者雇用率制度について	7
（11）高年齢者雇用確保措置について	8
（12）労働組合について	8
（13）労働力の過不足について	8
（14）離職の状況について	9
（15）育児休業制度について	9
（16）介護休業制度について	10
（17）育児・妊娠・出産・介護のために一度退職した者の再雇用制度について	11
（18）女性の登用について	11
（19）職場見学について	12
（20）インターンシップについて	13
3 パートタイム従業員	13
（1）採用状況について	13
（2）1日の労働時間について	14
（3）1週間の労働日数について	14
（4）賃金について	14
4 働き方改革への対応について	
（1）年次有給休暇の取得状況	15
（2）同一労働同一賃金への対応	15

5 景況感について	15
(1) 昨年度と比較した売上について	15

## 資料

別表1	産業・規模・年齢別従業員の構成	16
別表2	新規正規従業員の採用内訳	18
別表3	来年度（令和5年度）の採用見込み	19
別表4	所定労働時間（1週間）	20
別表5	所定労働時間（1日）	21
別表6	変形労働時間制度	22
別表7	新卒者の平均初任給	23
別表8	正規従業員の平均基本給（事務・営業系）	24
別表9	正規従業員の平均基本給（技術・資格系）	26
別表10	正規従業員の年間平均総支給額（事務・営業系）	28
別表11	正規従業員の年間平均総支給額（技術・資格系）	30
別表12	夏季手当の有無・支給率・支給額	32
別表13	年末手当の有無・支給率・支給額	33
別表14	決算手当の有無・支給率・支給額	34
別表15	燃料手当の有無	35
別表16	賃金の引き上げについて	36
別表17	労働力の過不足	37
別表18	パートタイム従業員の採用状況	38
別表19	パートタイム従業員の1日の労働時間	39
別表20	パートタイム従業員の週間平均労働日数・平均時給	40

## 付録

労働ワンポイント	41
北海道の最低賃金	45
労働相談窓口	46
同一労働同一賃金への対応	47
労働条件の明示について	50

# 調 查 結 果

# 1 従業員の構成

## (1) 従業員数について

本調査の集計対象となった141事業所の全従業員数は4,651人であり、このうち正規従業員が2,789人で全体の60.0%と最も多く、次いで非正規従業員（パート等）が1,742人（37.5%）となっており、これら2区分で全体の97.5%を占めている。

## (2) 外国人技能実習生の国籍について

外国人技能実習生を採用している事業所は、6事業所（製造業4社、建設業1社、サービス業1社）で、44人であった。

その内訳は、ベトナム3人（男性2人、女性1人）、中国28人（男17人、女性11人）、ミャンマー7人（女性7人）、インドネシア6人（男性6人）となっている。

表 産業別従業員数

(単位：人)

区分	正規従業員	非正規従業員	外国人 技能実習生	季節労働者	合計			
					計	市内在住	割合	
産業別	製造業	885	295	29	49	1,258	827	65.7%
	建設業	465	43	14	26	548	302	55.1%
	卸売・小売業	257	191	0	0	448	304	67.9%
	運輸・通信業	139	44	0	0	183	99	54.1%
	金融・保険業	46	17	0	0	63	28	44.4%
	サービス業	997	1,152	1	1	2,151	1,232	57.3%
合計	2,789	1,742	44	76	4,651	2,792	60.0%	

## (3) 障がい者雇用について

障がい者雇用をしている事業所は、29事業所で、全体の20.6%を占めている。

また、法定雇用率等については、「2 正規従業員 (10) 障がい者雇用率制度について」(7ページ)に記載。

表 障がい者雇用事業者数・従業員数

(単位：所、人)

	事業者数	従業員数
合計	29	39

# 2 正規従業員

## (1) 採用状況について

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間に正規従業員採用を実施した事業所は、62事業所であり、全体の61.4%となった。



表 産業別・規模別採用状況

(単位：所)

区分	集計事業所数	採用している		採用していない		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	27	15	55.6%	12	44.4%
	建設業	26	18	69.2%	8	30.8%
	卸売・小売業	13	5	38.5%	8	61.5%
	運輸・通信業	7	5	71.4%	2	28.6%
	金融・保険業	7	4	57.1%	3	42.9%
	サービス業	21	15	71.4%	6	28.6%
全体	101	62	61.4%	39	38.6%	

(単位：人)

新卒者		その他	
	構成比		構成比
11	15.9%	58	84.1%
9	32.1%	19	67.9%
9	33.3%	18	66.7%
0	0.0%	20	100.0%
2	50.0%	2	50.0%
11	17.5%	52	82.5%
42	19.9%	169	80.1%

表 採用を行わなかった理由

(単位：所)

区分	集計事業所	現状維持	募集したが応募者なし	その他	
産業別	製造業	12	8	3	1
	建設業	8	4	4	0
	卸売・小売業	8	5	0	3
	運輸・通信業	2	1	0	1
	金融・保険業	3	2	0	1
	サービス業	6	6	0	0
全体	39	26	7	6	

(2) 来年度（令和6年度）の採用見込みについて

令和6年度に正規従業員を採用する見込みの事業所は、37事業所であり、全体の36.6%となっており、「状況により採用の可能性あり」の事業所を含めると、全体の74.3%を占める。

表 正規従業員の採用見込

(単位：所)

集計事業所数	予定あり		状況により採用の可能性あり		予定なし	
		構成比		構成比		構成比
101	37	36.6%	38	37.6%	26	25.8%

(3) 労働時間について

(ア) 1週間の所定労働時間は、38時間超～40時間以下が最も多い。

(単位：所)

集計事業所数	38時間以下		38時間超～40時間以下	
		構成比		構成比
101	20	19.8%	81	80.2%

(イ) 1日の所定労働時間は、7時間30分超～8時間以下が最も多く、次に7時間超～7時間30分以下となっている。

(単位：所)

集計事業所数	7時間以下		7時間超～7時間30分以下		7時間30分超～8時間以下	
		構成比		構成比		構成比
101	5	5.0%	27	26.7%	69	68.3%

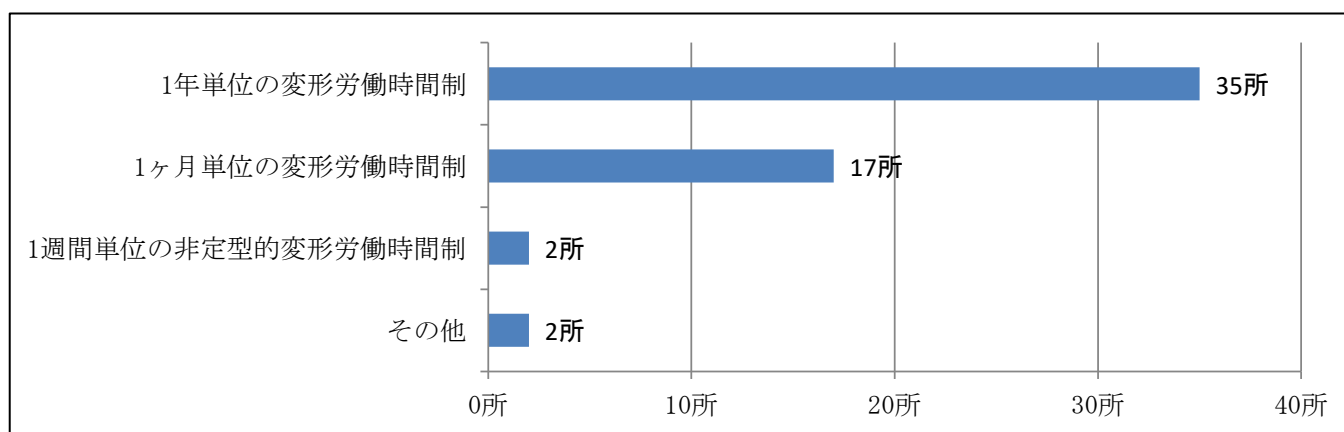
(ウ) 変形労働時間制を実施していた事業所は、64事業所で、全体の62.1%を占めた。

(単位：所)

集計事業所数	実施している	実施していない
101	56	45

実施している制度内容は、1年単位の変形労働時間制が35事業所（62.5%）で最も多く、次いで、1ヶ月単位の変形労働時間制が17事業所（30.4%）であった。

図 変形労働時間制（複数回答）



(エ) 1日の休憩時間は、45分超～60分以下が52事業所（51.5%）で最も多く、次いで60分超が47事業所（46.5%）であった。

(単位：所)

集計事業所数	45分以下	45分超～60分以下	60分超
101	2	52	47

(オ) 1ヶ月の平均時間外労働は、10時間超～20時間以下が39事業所（38.6%）と最も多く、次いで10時間以下が38事業所（37.6%）、30時間超～40時間以下が11事業所（10.9%）であった。

(単位：所)

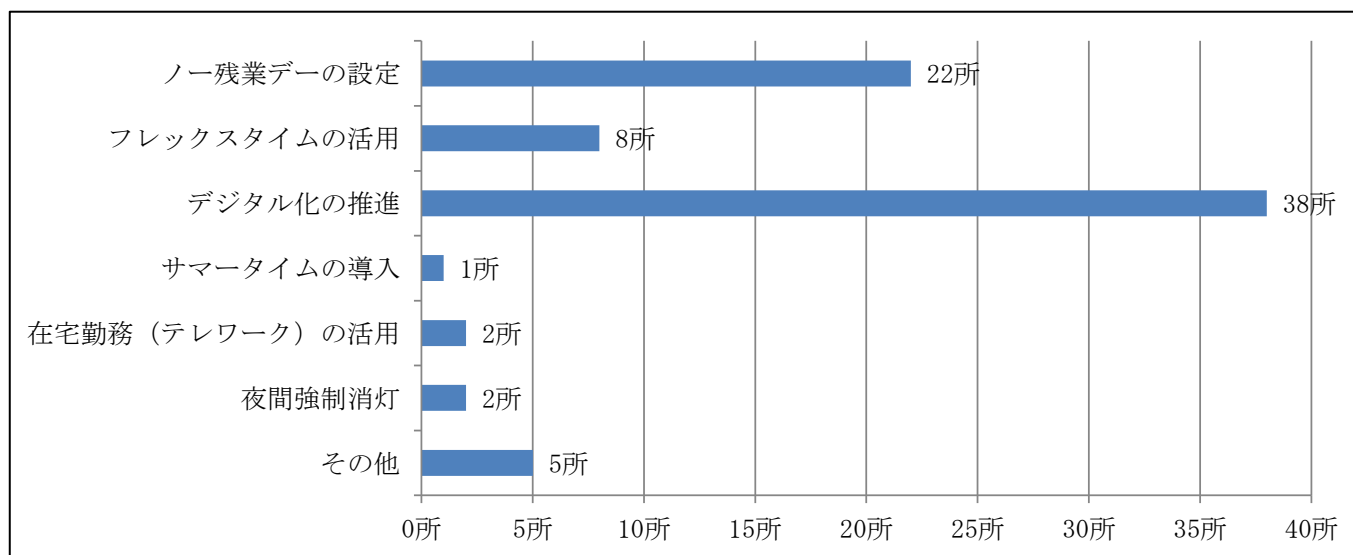
集計事業所数	10時間以下	10時間超～20時間以下	20時間超～30時間以下	30時間超～40時間以下	40時間超	なし
101	38	39	7	11	0	6

(カ) 長時間労働削減に向けた取り組みについて、実施している事業所は、61事業所（60.4%）であった。「その他」の中には、「人員の増加」、「マルチスキルの習得」などがあった。

(単位：所)

集計事業所数	実施している		実施していない	
	数	構成比	数	構成比
101	61	60.4%	40	39.6%

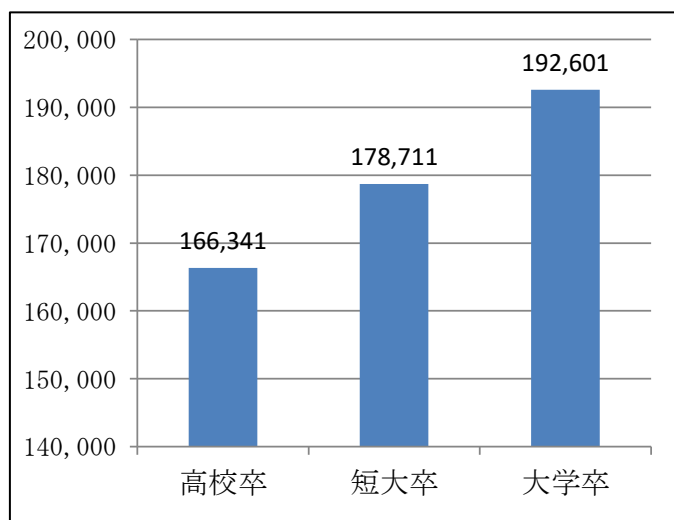
図 長時間労働削減に向けた取り組み（複数回答）



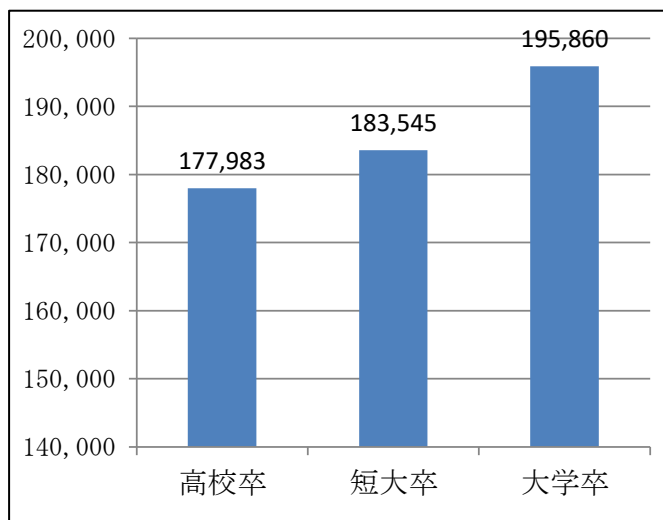
(4) 新卒者の初任給について ※短時間勤務者も含む

新卒者の初任給の平均額は、高卒事務・営業系 166,341円、技術・資格系 177,983円、短大卒事務・営業系 178,711円、技術・資格系 183,545円、大卒事務・営業系 192,601円、技術・資格系 195,860円となっている。

図 初任給 事務・営業系 (単位：円)



技術・資格系 (単位：円)



(5) 正規従業員の平均給与について ※短時間勤務者も含む

正規従業員（事務・営業系）の平均基本給の額は、40歳～44歳が290,915円と最も高く、18歳～24歳が196,382円と最も低くなっている。

正規従業員（技術・資格系）の平均基本給の額は、60歳～64歳が280,761円と最も高く、18歳～24歳が191,563円と最も低くなっている。

図 平均基本給

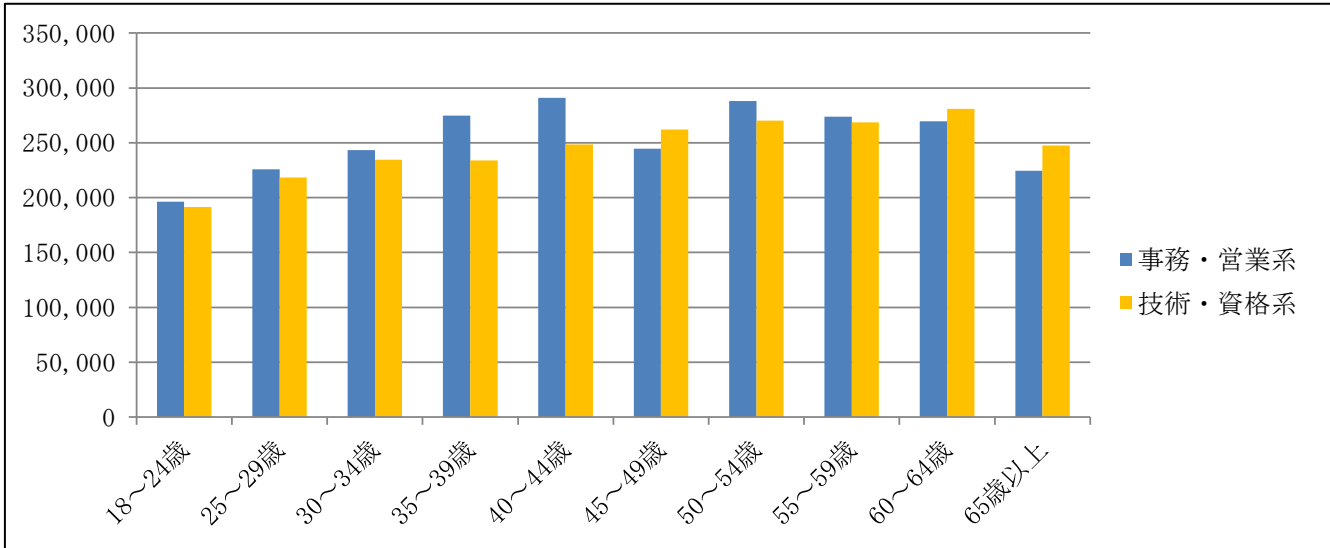


表 平均基本給

(単位:円)

区分	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
事務・営業系	196,382	225,886	243,342	274,597	290,915	244,459	288,080	273,736	269,712	224,357
技術・資格系	191,563	218,376	234,514	233,985	248,348	262,237	270,305	268,540	280,761	247,481

(6) 一時金について

夏期手当の支給があると回答したのは、78事業所（77.2%）で、平均支給率は1.65ヶ月、平均支給額は136,400円、年末手当の支給があると回答したのは、76事業所（75.2%）で、平均支給率は1.97ヶ月、平均支給額は238,000円、決算手当の支給があると回答したのは、40事業所（39.6%）で、平均支給率は1.18ヶ月、平均支給額は194,000円となった。燃料手当の支給があると回答したのは、53事業所（52.5%）となった。

図 一時金の有無

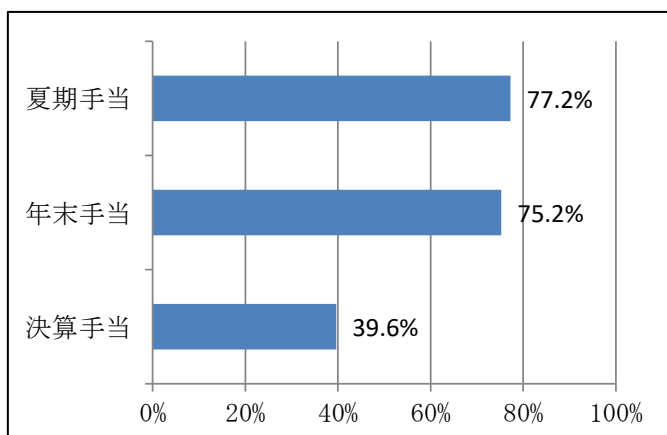


表 平均支給率

区分	平均支給率 (ヶ月)	平均支給額 (円)
夏期手当	1.65	136,400
年末手当	1.97	238,000
決算手当	1.18	194,000

表 燃料手当の有無

(単位:所)

集計事業所数	あり		なし	
	数	構成比	数	構成比
101	53	52.5%	48	47.5%

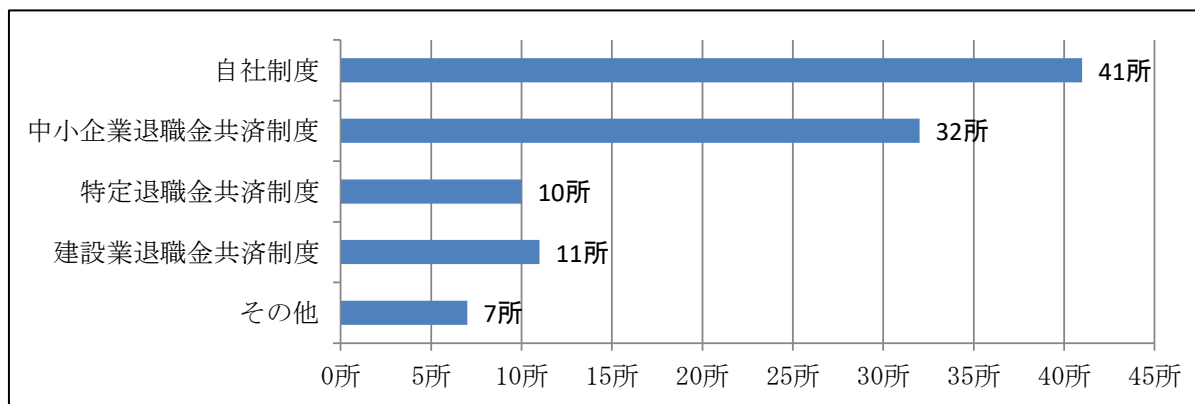
**(7) 退職金制度について**

退職金制度について、あると回答したのは、87事業所（86.1%）であった。

**表 退職金制度の有無** (単位：所)

集計 事業所数	あり		なし	
	構成比	構成比	構成比	構成比
101	87	86.1%	14	13.9%

**図 退職金制度内容（複数回答）**



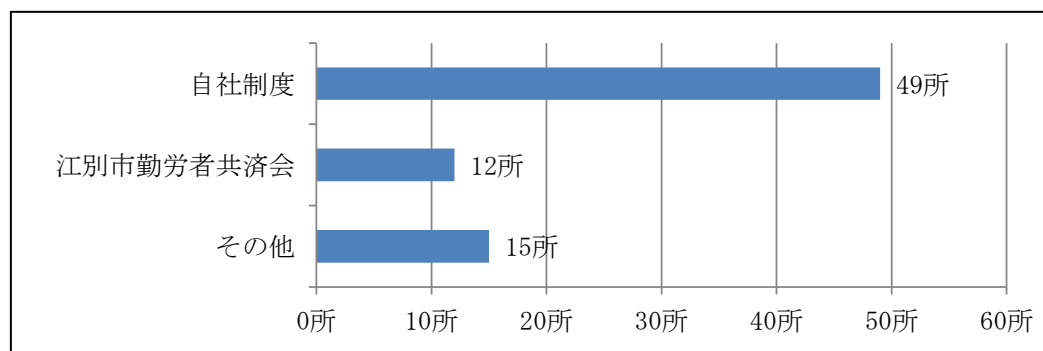
**(8) 福利厚生制度について**

福利厚生について、あると回答したのは、70事業所（74.5%）であった。

**表 福利厚生制度の有無** (単位：所)

集計 事業所数	あり		なし	
	構成比	構成比	構成比	構成比
101	70	69.3%	31	30.7%

**図 福利厚生制度内容（複数回答）**



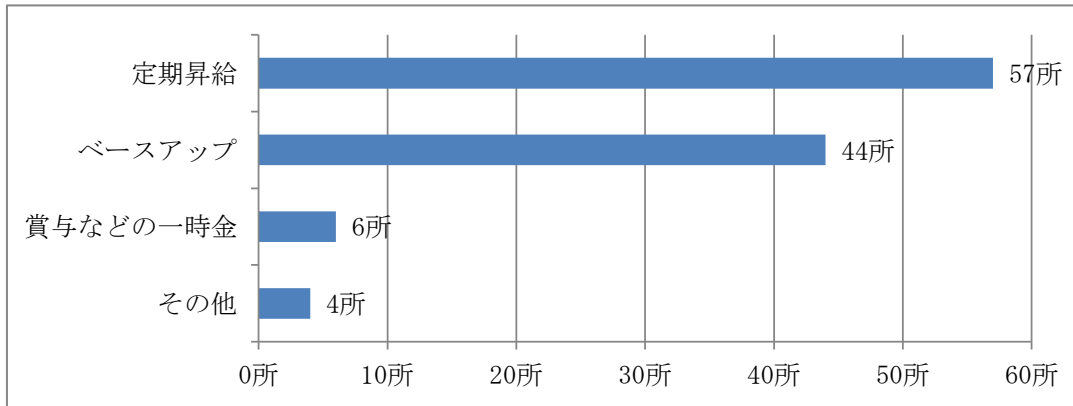
**(9) 賃金の引き上げについて**

賃金の引き上げを実施したと回答したのは、94事業所（93.1%）で、引き上げ方法は、「定期昇給」が最多であった。

表 賃金引き上げ実施の有無 (単位：所)

集計 事業所数	実施した		実施していない	
		構成比		構成比
101	94	93.1%	7	6.9%

図 賃金引き上げ方法 (複数回答)



(10) 障がい者雇用率制度について

(ア) 法定雇用率に関して

障がい者雇用率制度の該当事業所であると回答したのは、29事業所 (28.7%) であった。

表 障がい者雇用率制度把握状況 (単位：所)

集計 事業所数	該当事業所である		該当事業所ではない	
		構成比		構成比
101	29	28.7%	72	71.3%

(イ) 法定雇用率の達成に関して

そのうち、法定雇用率を達成していると回答したのは、13事業所 (44.8%) であった。

なお、未達成のうち、障がい者の増員予定がある、または検討中の事業者は、13事業所 (81.3%) となった。

表 法定雇用率達成状況 (単位：所)

集計 事業所数	達成している		達成していない	
		構成比		構成比
29	13	44.8%	16	55.2%

表 障がい者の増員予定

(単位：所)

集計 事業所数	ある		検討中		ない	
		構成比		構成比		構成比
16	4	25.0%	9	56.3%	3	18.7%

(11) 高年齢者雇用確保措置について

改正高年齢者雇用安定法の施行により、定年後の継続雇用制度の導入を行ったと回答したのは、63事業所（77.8%）と最も多く、次いで、定年の引き上げと回答したのが、15事業所（18.5%）であった。

表 改正高年齢者雇用安定法への対応 (単位：所)

集計事業所数	定年の引き上げ		継続雇用制度の導入		定年の定め廃止	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比
81	15	18.5%	63	77.8%	3	3.7%

(12) 労働組合について

労働組合があると回答したのは、23事業所（22.8%）となった。

表 労働組合の有無 (単位：所)

集計事業所数	ある		ない	
	数	構成比	数	構成比
101	23	22.8%	78	77.2%

(13) 労働力の過不足について

(ア) 労働力の現状

労働力が不足していると回答したのは、68事業所（67.3%）となり、次いで、充足しているが33事業所（32.7%）、過剰であるが0事業所（0%）となった。

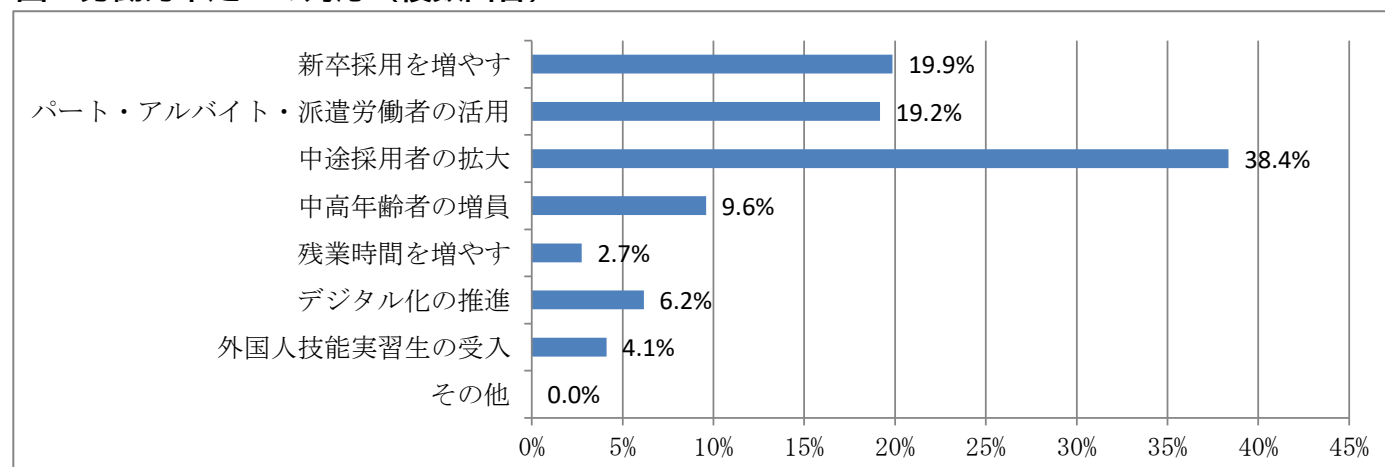
表 労働力の過不足 (単位：所)

集計事業所数	不足している		充足している		過剰である	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比
101	68	67.3%	33	32.7%	0	0.0%

(イ) 今後の対応

不足していると回答した事業所の今後の対応は、中途採用者の拡大が全体の38.4%となり、次いで新卒採用を増やすが19.9%、パート・アルバイト派遣労働者の活用が19.2%となった。

図 労働力不足への対応（複数回答）



(ウ) 人材確保に向けた独自の取り組み

人材確保に向けた独自の取り組みを実施している事業所は、26事業所（25.7%）であった。取り組み内容としては、「企業説明会への出展」や、「HPでの求人募集」、「解雇や定年を設定しない」、「SNSを用いた周知」などがあつた。

表 人材確保に向けた独自の取り組み（単位：所）

集計 事業所数	実施している		実施していない	
		構成比		構成比
101	26	25.7%	75	74.3%

(14) 離職の状況について

令和2年10月以降に採用した新卒者は138人で、そのうち令和5年9月30日までに離職した人数は34人となり、その離職率は24.6%となった。

表 離職の状況（新卒）（単位：人）

集計 事業所数	R1.10以降の 新卒採用者数	離職者数	離職率
101	138	34	24.6%

(15) 育児休業制度について

(ア) 育児休業制度の有無

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は、74事業所（73.3%）となっている。

表 育児休業制度の有無（単位：所）

集計 事業所数	定めている		定めていない	
		構成比		構成比
101	74	73.3%	27	26.7%

(イ)(ウ) 育児休業中の賃金及び育児休業制度の取得状況について

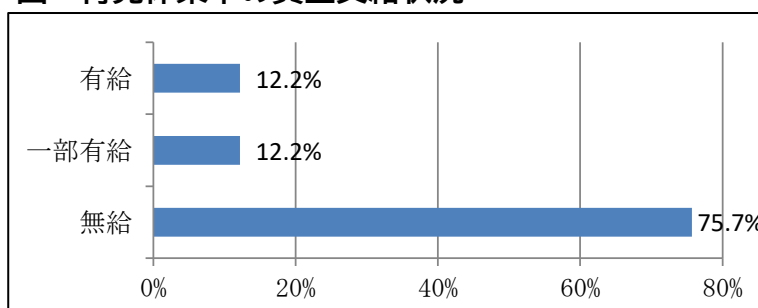
育児休業制度を就業規則等に定めている事業所のうち、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの育児休業制度利用者は、男性11人、女性38人と性別によって大きな差がある。

また、休業中の賃金については、無給が75.7%と最も多くなっている。

表 育児休業の取得状況

取得状況	
男性	女性
11人	38人

図 育児休業中の賃金支給状況





(エ) 育児休業制度の取得期間 (単位：人)

	男	女
1ヶ月未満	9	0
1ヶ月超～3ヶ月以内	1	1
3ヶ月超～6ヶ月以内	0	4
6ヶ月超～1年以内	1	20
1年以上～2年以内	0	12
2年超～	0	1
合計	11	38

(オ) 育児休業制度の導入予定

育児休業制度を就業規則等に定めていない事業所のうち、今後導入を予定していない事業所は20事業所(74.1%)と、導入予定がある7事業所(25.9%)を大きく上回った。

表 育児休業制度の導入予定 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
27	7	25.9%	20	74.1%

(16) 介護休業制度について

(ア) 介護休業制度の有無

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は、65事業所(64.4%)となっている。

表 介護休業制度の有無 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
101	65	64.4%	36	35.6%

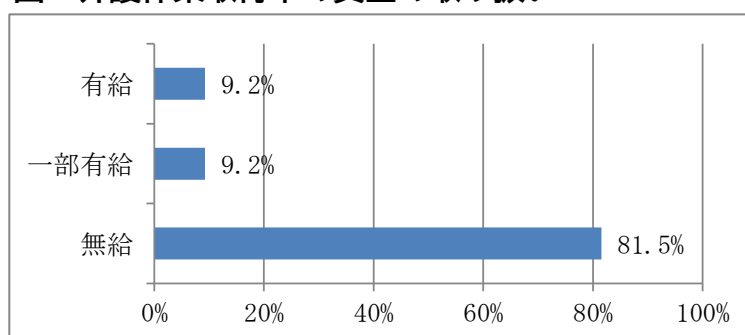
(イ) 介護休業の賃金及び取得状況

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所における休業中の賃金に関する定めについては、無給が81.5%と最も多くなっている。また、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの介護休業制度の利用者は、男性2人、女性2人となった。

表 介護休業制度取得状況

取得状況	
男性	女性
2人	2人

図 介護休業取得中の賃金の取り扱い



(ウ) 介護休業制度の導入予定

介護休業制度を就業規則等に定めていない事業所のうち、今後導入を予定していない事業所は、25事業所（69.4%）と、導入予定がある11事業所（30.6%）を大きく上回った。

表 介護休業制度の導入予定 (単位：所)

集計 事業所数	ある		ない	
		構成比		構成比
36	11	30.6%	25	69.4%

(エ) 介護による離職者について

介護による離職者は2名（男性0名、女性2名（サービス業））であった。

(17) 育児・妊娠・出産・介護のために一度退職した者の再雇用制度について

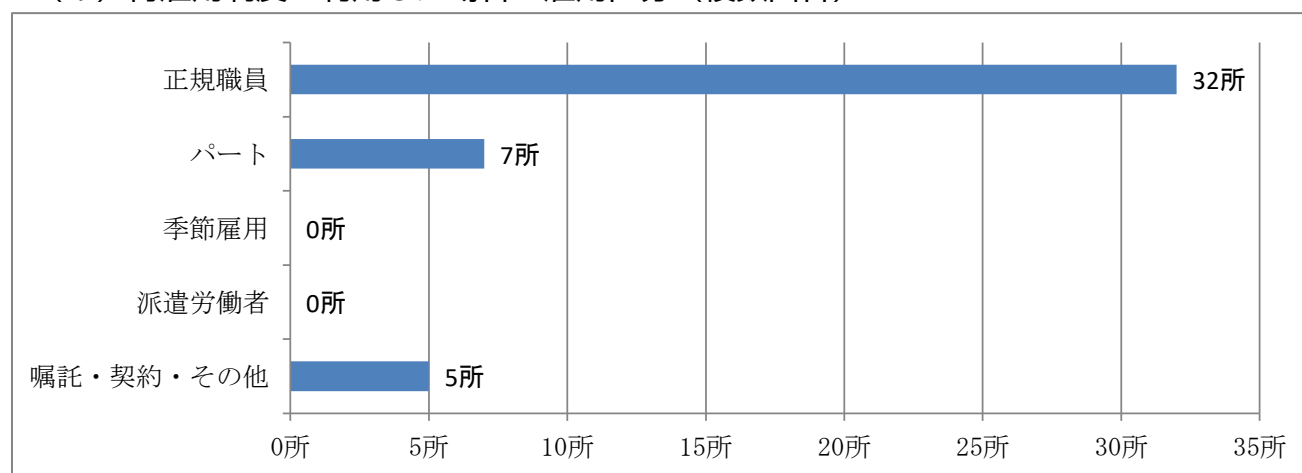
(ア) 再雇用制度の導入予定

再雇用制度を定めている事業所は、23事業所（22.8%）となった。

表 再雇用制度の有無 (単位：所)

集計 事業所数	ある		検討中		ない	
		構成比		構成比		構成比
101	23	22.8%	19	18.8%	59	58.4%

(イ) 再雇用制度を利用した場合の雇用区分（複数回答）



(18) 女性の登用について

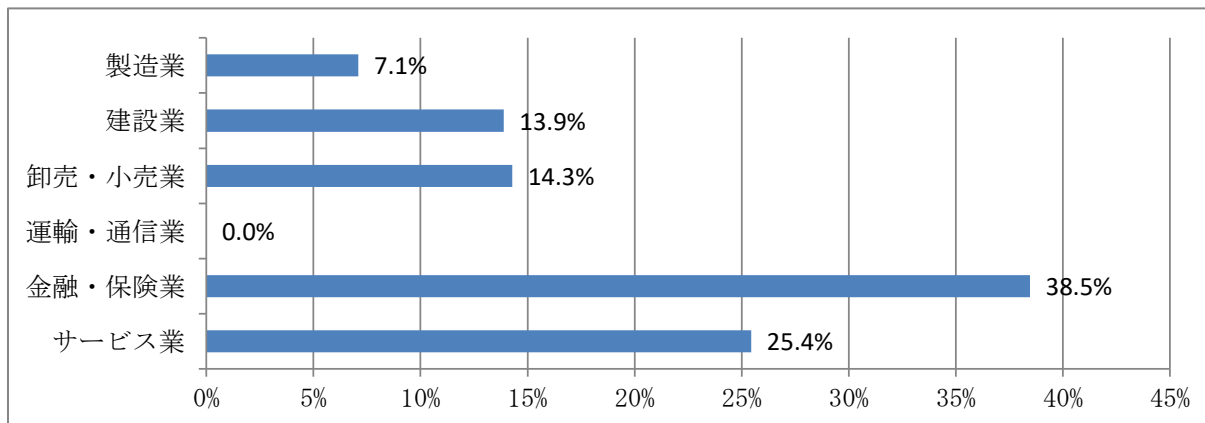
(ア) 女性管理職の割合に関して

女性管理職の登用状況は、管理職全体に対する女性管理職の割合で見ると、金融・保険業が38.5%と最も高く、次いで、サービス業が25.4%となった。

表 各業種における女性管理職の人数 (単位：人)

区分		集計事業所数	管理職の人数	女性管理職の人数
産業別	製造業	27	169	12
	建設業	26	36	5
	卸売・小売業	13	49	7
	運輸・通信業	7	5	0
	金融・保険業	7	13	5
	サービス業	21	114	29
全体		101	386	58

図 各業種における女性管理職の割合



(19) 職場見学について

(ア) 職場見学について (令和4年度と令和5年度の受け入れ状況)

職場見学を受け入れた事業所は、令和4年度は18事業所 (17.8%)、受け入れ人数は122人、令和5年度は16事業所 (15.8%)、受け入れ人数は177人であった。

表 職場見学受け入れ状況 (単位：所、人)

区分	集計事業所数	受け入れた		受入人数	受け入れていない	
		構成比	構成比			
令和4年度	101	18	17.8%	122	83	82.2%
令和5年度	101	16	15.8%	177	85	84.2%

(イ) 今後の職場見学について (単位：所)

集計事業所数	予定がある		予定がない	
	構成比	構成比		
101	24	23.8%	77	76.2%

(20) インターンシップについて

(ア) インターンシップについて（令和4年度と令和5年度の受け入れ状況）

インターンシップを受け入れた事業所は、令和4年度は12事業所（11.9%）、受け入れ人数は64人、令和5年度は16事業所（15.8%）、受け入れ人数は82人であった。

表 インターンシップ受け入れ状況 (単位：所、人)

区分	集計事業所数	受け入れた		受入人数	受け入れていない	
			構成比			構成比
令和4年度	101	12	11.9%	64	89	88.1%
令和5年度	101	16	15.8%	82	85	84.2%

(イ) 今後のインターンシップについて (単位：所)

集計事業所数	予定がある		予定がない	
		構成比		構成比
101	22	21.8%	79	78.2%

### 3 パートタイム従業員

(1) 採用状況について（令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間）

令和4年10月1日から令和5年9月30日までの期間にパートタイム従業員を採用した事業所は、37事業所であり、全体の36.6%となっている。

産業別では、サービス業が66.7%とパートタイム従業員を採用した割合が最も高く、次いで、建設業が38.5%、卸売・小売業が30.8%となっている。

表 産業別採用状況 (単位：所、人)

区分	集計事業所数	採用した		採用人数	採用しなかった	
			構成比			構成比
産業別	製造業	27	6 22.2%	28	21	77.8%
	建設業	26	10 38.5%	13	16	61.5%
	卸売・小売業	13	4 30.8%	11	9	69.2%
	運輸・通信業	7	2 28.6%	3	5	71.4%
	金融・保険業	7	1 14.3%	1	6	85.7%
	サービス業	21	14 66.7%	110	7	33.3%
全体	101	37	36.6%	166	64	63.4%

(2) 1日の労働時間について（令和5年10月1日現在）

パートタイム従業員の1日の労働時間は、6時間以上が最も多く、次いで、4時間以上6時間未満、2時間以上4時間未満、2時間未満となった。

表 1日の労働時間

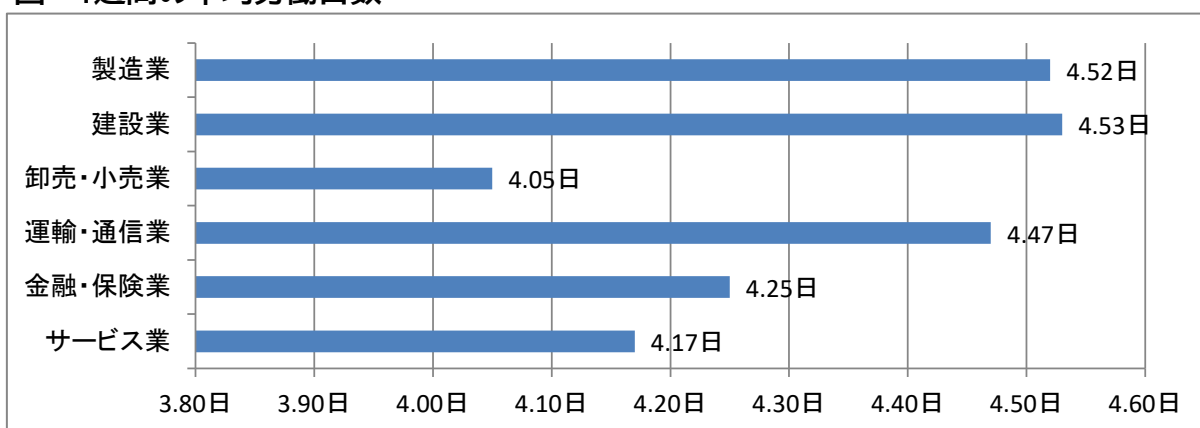
（単位：人）

区分		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
産業別	製造業	1	14	139	63
	建設業	0	4	8	14
	卸売・小売業	0	5	14	26
	運輸・通信業	0	0	2	11
	金融・保険業	0	0	8	3
	サービス業	9	174	337	425
全体		10	197	508	542

(3) 1週間の労働日数について

パートタイム従業員の1週間の労働日数は、平均4.36日となっており、産業別では、建設業が4.53日と最も長くなっている。

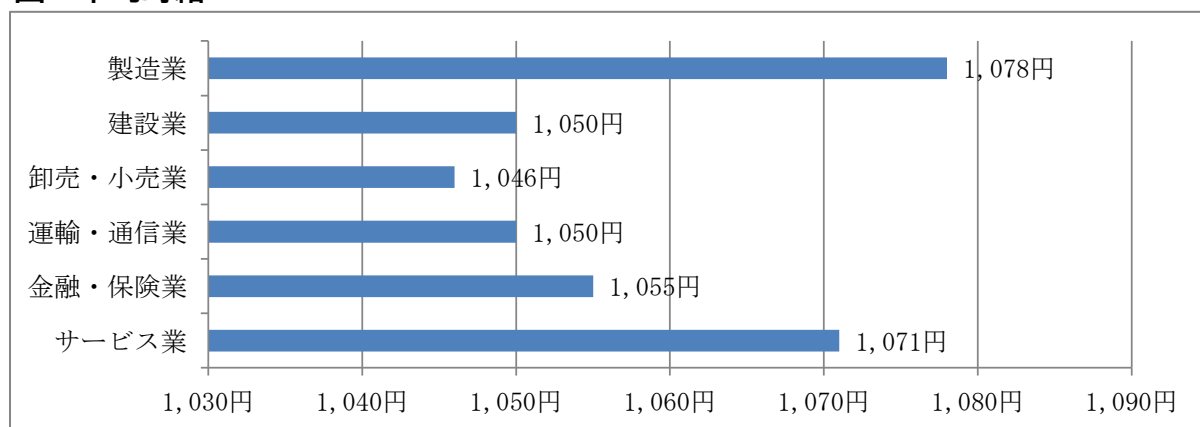
図 1週間の平均労働日数



(4) 賃金について

パートタイム従業員の平均時給は、1,064円となっており、産業別では、製造業が1,078円と最も高く、サービス業1,071円、金融・保険業1,055円と続いている。一方、卸売・小売業は1,046円と最も低くなっている。

図 平均時給

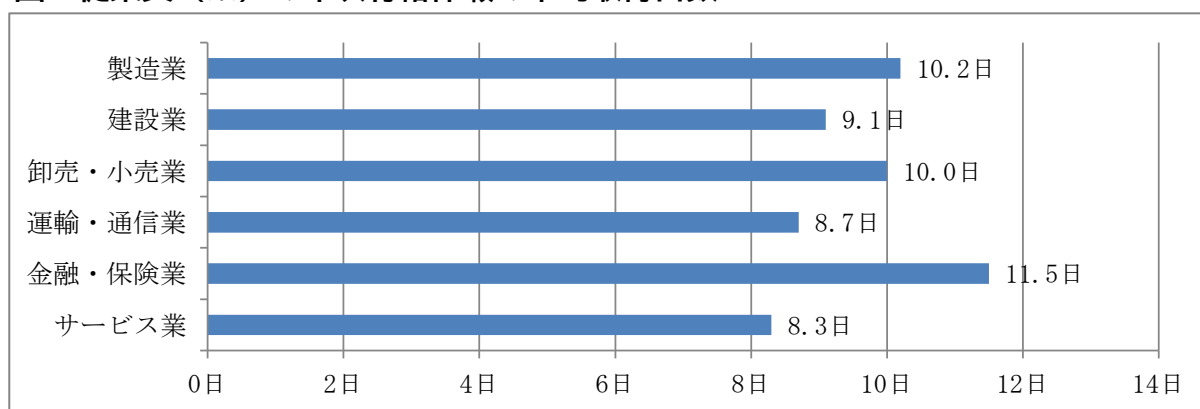


## 4 働き方改革への対応について

### (1) 年次有給休暇の取得状況

従業員（※）の年次有給休暇の平均取得日数は、9.5日となっており、産業別では、金融・保険業が11.5日と最も多くなっている。

図 従業員（※）の年次有給休暇の平均取得日数

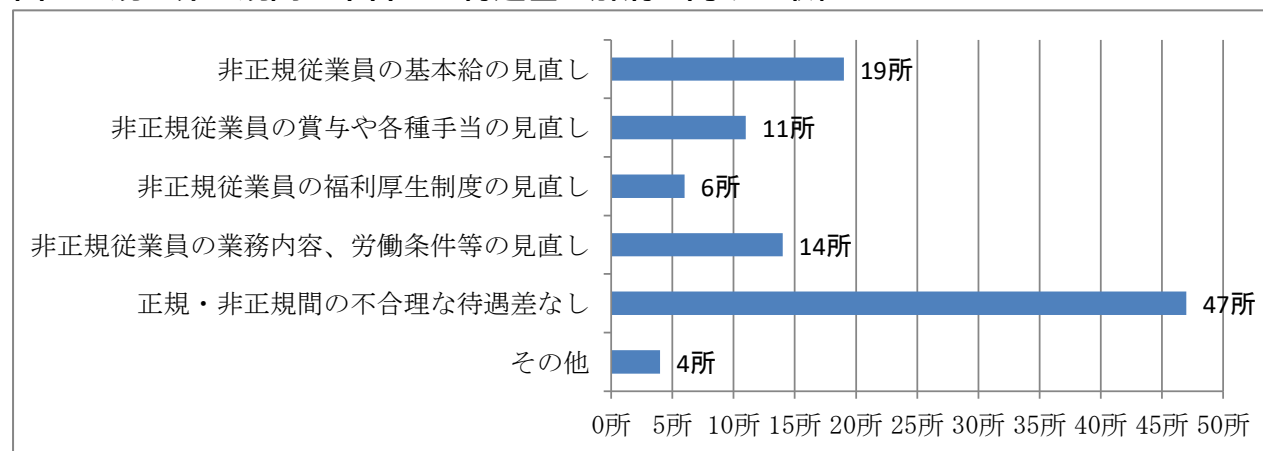


※年間10日以上の有給休暇を付与されている従業員（パート・アルバイト等を含む）

### (2) 同一労働同一賃金への対応

正規従業員と非正規従業員との間の不合理な待遇差を解消するために行った取り組みは、「正規・非正規間の不合理な待遇差なし」が、47事業所と最も多く、次いで「非正規従業員の基本給の見直し」が、19事業所となった。

図 正規・非正規間の不合理な待遇差の解消に向けた取組



## 5 景況感について

### (1) 昨年度と比較した売上について

昨年度と売上を比較したところ「変化なし」が42事業所（41.6%）と最も多く、次いで「減少した」が32事業所（31.7%）となった。

集計事業所数	増加した		変化なし		減少した		回答不能	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比	数	構成比
101	26	25.7%	42	41.6%	32	31.7%	1	1.0%

# 資 料

別表1 産業・規模・年齢別従業員の構成

区分		正規従業員			非正規従業員			外国人技能実習生		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
産業別	製造業	742	143	885	116	179	295	11	18	29
	建設業	409	56	465	23	20	43	14	0	14
	卸売・小売業	169	88	257	53	138	191	0	0	0
	運輸・通信業	121	18	139	36	8	44	0	0	0
	金融・保険業	28	18	46	3	14	17	0	0	0
	サービス業	547	450	997	231	921	1,152	0	1	1
規模別	4人未満	25	5	30	1	4	5	0	0	0
	4～10人	148	61	209	19	74	93	0	1	1
	11～50人	738	179	917	134	166	300	17	0	17
	51～100人	436	161	597	68	127	195	8	11	19
	101人以上	669	367	1,036	240	909	1,149	0	7	7
年齢別	20歳未満	9	2	11	3	9	12	0	0	0
	20～29歳	23	119	142	31	48	79	10	5	15
	30～39歳	368	153	521	42	150	192	8	8	16
	40～49歳	547	207	754	50	293	343	7	6	13
	50～59歳	587	213	800	50	386	436	0	0	0
	60～64歳	177	66	243	79	168	247	0	0	0
	65歳以上	98	13	111	207	226	433	0	0	0
合計		2,016	773	2,789	462	1,280	1,742	25	19	44



(単位：人)

季節労働者			合計			区分別構成比				男女構成比	
男	女	計	男	女	計	正規	非正規	外国人	季節労働者	男	女
26	23	49	895	363	1,258	70.3%	23.4%	2.3%	4.0%	71.1%	28.9%
24	2	26	470	78	548	84.9%	7.8%	2.6%	4.7%	85.8%	14.2%
0	0	0	222	226	448	57.4%	42.6%	0.0%	0.0%	49.6%	50.4%
0	0	0	157	26	183	76.0%	24.0%	0.0%	0.0%	85.8%	14.2%
0	0	0	31	32	63	73.0%	27.0%	0.0%	0.0%	49.2%	50.8%
0	1	1	778	1,373	2,151	46.4%	53.6%	0.0%	0.0%	36.2%	63.8%
0	0	0	26	9	35	85.7%	14.3%	0.0%	0.0%	74.3%	25.7%
5	0	5	172	136	308	67.9%	30.2%	0.3%	1.6%	55.8%	44.2%
32	7	39	921	352	1,273	72.0%	23.6%	1.3%	3.1%	72.3%	27.7%
13	19	32	525	318	843	70.8%	23.1%	2.3%	3.8%	62.3%	37.7%
0	0	0	909	1,283	2,192	47.3%	52.4%	0.3%	0.0%	41.5%	58.5%
1	0	1	13	11	24	45.8%	50.0%	0.0%	4.2%	54.2%	45.8%
3	0	3	67	172	239	59.4%	33.0%	6.3%	1.3%	28.0%	72.0%
3	2	5	421	313	734	71.0%	26.1%	2.2%	0.7%	57.4%	42.6%
4	6	10	608	512	1,120	67.3%	30.6%	1.2%	0.9%	54.3%	45.7%
10	6	16	647	605	1,252	63.9%	34.8%	0.0%	1.3%	51.7%	48.3%
7	5	12	263	239	502	48.4%	49.2%	0.0%	2.4%	52.4%	47.6%
22	7	29	327	246	573	19.4%	75.6%	0.0%	5.0%	57.1%	42.9%
50	26	76	2,553	2,098	4,651	60.0%	37.5%	0.9%	1.6%	54.9%	45.1%

別表2 新規正規従業員の採用内訳

(単位：人)

区分	産業別						規模別				合計	
	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上		
新卒 用者数	高卒	4(1)	4(3)	4(1)	0	1(0)	0	3(2)	4(2)	4(1)	2(0)	13(5)
	短大卒	0	1(0)	1(0)	0	0	0	0	1(0)	1(0)	0	2(0)
	大卒	7(1)	0	4(1)	0	1(0)	9(2)	1(0)	2(1)	7(1)	11(2)	21(4)
	上記以外	0	4(2)	0	0	0	2(2)	0	6(4)	0	0	6(4)
	計	11(2)	9(5)	9(2)	0	2(0)	11(4)	4(2)	13(7)	12(2)	13(2)	42(13)
その他	高卒	28(13)	8(5)	2(0)	15(3)	0	4(1)	3(0)	35(13)	12(6)	7(3)	57(22)
	短大卒	12(3)	4(0)	1(0)	1(0)	0	3(1)	0	6(1)	12(2)	3(1)	21(4)
	大卒	17(5)	1(0)	1(0)	2(0)	1(1)	28(11)	2(1)	6(2)	13(3)	29(11)	50(17)
	上記以外	1(0)	6(2)	14(8)	2(0)	1(1)	17(14)	0	24(11)	0	17(14)	41(25)
	計	58(21)	19(7)	18(8)	20(3)	2(2)	52(27)	5(1)	71(27)	37(11)	56(29)	169(68)
合計	高卒	32(14)	12(8)	6(1)	15(3)	1(0)	4(1)	6(2)	39(15)	16(7)	9(3)	70(27)
	短大卒	12(3)	5(0)	2(0)	1(0)	0	3(1)	0	7(1)	13(2)	3(1)	23(4)
	大卒	24(6)	1(0)	5(1)	2(0)	2(1)	37(13)	3(1)	8(3)	20(4)	40(13)	71(21)
	上記以外	1(0)	10(4)	14(8)	2(0)	1(1)	19(16)	0	30(15)	0	17(14)	47(29)
	計	69(23)	28(12)	27(10)	20(3)	4(2)	63(31)	9(3)	84(34)	49(13)	69(31)	211(81)

※ ( ) 内は地元出身者

別表3 来年度（令和5年度）の採用見込み

(単位：所)

区分	集計 事業所数	予定あり		状況により採用の可能性あり		予定なし		
			構成比		構成比		構成比	
産業別	製造業	27	8	29.6%	13	48.1%	6	22.3%
	建設業	26	9	34.6%	10	38.5%	7	26.9%
	卸売・小売業	13	6	46.2%	4	30.8%	3	23.0%
	運輸・通信業	7	3	42.9%	3	42.9%	1	14.2%
	金融・保険業	7	1	14.2%	3	42.9%	3	42.9%
	サービス業	21	10	47.6%	5	23.8%	6	28.6%
規模別	4～10人	25	5	20.0%	9	36.0%	11	44.0%
	11～50人	53	17	32.0%	25	47.2%	11	20.8%
	51～100人	10	6	60.0%	1	10.0%	3	30.0%
	101人以上	13	9	69.2%	3	23.1%	1	7.7%
全体	101	37	36.6%	38	37.6%	26	25.8%	

別表4 所定労働時間（1週間）

（単位：所）

区分	集計 事業所数	38時間以下		38時間超～40時間以下		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	27	6	22.2%	21	77.8%
	建設業	26	5	19.2%	21	80.8%
	卸売・小売業	13	2	15.4%	11	84.6%
	運輸・通信業	7	0	0.0%	7	100.0%
	金融・保険業	7	3	42.9%	4	57.1%
	サービス業	21	4	19.0%	17	81.0%
規模別	4～10人	25	3	12.0%	22	88.0%
	11～50人	53	11	20.8%	42	79.2%
	51～100人	10	2	20.0%	8	80.0%
	101人以上	13	4	30.8%	9	69.2%
全体	101	20	19.8%	81	80.2%	

別表5 所定労働時間（1日）

（単位：所）

区分	集計 事業所数	7時間以下		7時間超～7時間30分以下		7時間30分超～8時間以下		
			構成比		構成比		構成比	
産業別	製造業	27	1	3.7%	6	22.2%	20	74.1%
	建設業	26	2	7.7%	8	30.8%	16	61.5%
	卸売・小売業	13	0	0.0%	2	15.4%	11	84.6%
	運輸・通信業	7	0	0.0%	2	28.6%	5	71.4%
	金融・保険業	7	1	14.3%	2	28.6%	4	57.1%
	サービス業	21	1	4.8%	7	33.3%	13	61.9%
規模別	4～10人	25	2	8.0%	7	28.0%	16	64.0%
	11～50人	53	2	3.8%	15	28.3%	36	67.9%
	51～100人	10	0	0.0%	2	20.0%	8	80.0%
	101人以上	13	1	7.7%	3	23.1%	9	69.2%
全体	101	5	5.0%	27	26.7%	69	68.3%	

別表6 変形労働時間制度

(単位：所)

区分	実施事業所数 (合計)	変形労働 時間制 (年)	変形労働 時間制 (月)	変形労働 時間制 (週)	その他	
産業別	製造業	14	11	3	0	0
	建設業	16	12	0	2	2
	卸売・小売業	7	3	4	0	0
	運輸・通信業	5	4	1	0	0
	金融・保険業	0	0	0	0	0
	サービス業	14	5	9	0	0
規模別	4～10人	9	5	2	1	1
	11～50人	33	24	7	1	1
	51～100人	8	5	3	0	0
	101人以上	6	1	5	0	0
全体	56	35	17	2	2	

別表7 新卒者の平均初任給

(単位：円)

区分	事務・営業系			技術・資格系			
	高卒	短大卒	大卒	高卒	短大卒	大卒	
産業別	製造業	166,341	181,223	197,509	168,844	178,934	194,761
	建設業	175,127	184,445	194,952	189,690	200,986	212,936
	卸売・小売業	170,712	179,547	195,866	184,465	189,112	200,008
	運輸・通信業	161,775	168,050	165,000	217,000	225,000	225,000
	金融・保険業	171,060	170,875	193,000	166,800	174,000	200,000
	サービス業	160,573	172,688	183,794	148,950	150,294	162,594
規模別	4～10人	167,575	179,350	201,615	201,589	212,606	231,563
	11～50人	170,358	180,918	191,277	180,703	184,910	194,627
	51～100人	171,125	178,282	189,244	155,456	159,300	170,387
	101人以上	159,269	172,179	187,347	164,938	171,892	188,874
全体	166,341	178,711	192,601	177,983	183,545	195,860	

別表8 正規従業員の平均基本給（事務・営業系）

## 1 業種別

## (1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	225,329	247,000	-	224,000	219,890	-	238,684
30～34	244,417	237,436	264,667	281,000	266,067	334,000	233,011
35～39	367,570	225,525	206,000	295,500	287,500	-	431,338
40～44	314,874	350,219	274,250	242,667	372,500	244,500	338,292
45～49	264,513	235,835	289,625	220,000	155,000	-	339,333
50～54	362,400	293,521	297,500	355,333	288,500	-	398,500
55～59	300,556	297,340	-	309,000	-	-	287,667
60～64	294,875	276,500	258,000	300,000	250,500	300,000	394,000
65以上	255,000	-	150,000	350,000	-	170,000	-
平均	292,170	270,422	248,577	286,389	262,851	262,125	332,603

## (2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	-	191,056	-	190,000	-	225,000	-
25～29	201,000	216,693	-	217,000	268,500	-	-
30～34	221,488	234,188	-	256,000	188,000	271,000	-
35～39	-	189,400	209,000	256,000	283,150	-	-
40～44	300,500	230,800	275,375	-	532,000	265,000	-
45～49	250,500	235,083	237,175	207,000	279,500	136,000	180,000
50～54	383,500	267,275	432,500	256,000	227,667	224,000	173,000
55～59	311,625	233,122	284,250	269,000	-	277,000	230,000
60～64	-	254,473	185,000	-	368,000	-	-
65以上	-	233,533	-	-	-	-	-
平均	278,102	228,562	270,550	235,857	306,688	233,000	194,333

## (3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	188,000	-	218,000	177,000	197,750	165,000	-
25～29	184,500	-	-	-	198,667	232,089	163,000
30～34	320,000	-	230,750	-	203,000	239,500	165,000
35～39	-	192,000	208,000	-	195,250	199,000	174,000
40～44	304,000	-	198,000	239,000	248,500	220,333	-
45～49	225,000	-	264,400	352,000	226,667	208,750	-
50～54	361,333	-	266,500	301,000	360,333	172,833	211,000
55～59	-	-	244,958	220,000	248,500	207,500	202,250
60～64	225,000	-	291,000	-	249,333	256,667	189,500
65以上	-	-	229,500	-	218,250	257,500	-
平均	258,262	192,000	239,012	257,800	234,625	215,917	184,125

## (4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	191,563	180,000	-	-	180,000
25～34	-	-	226,445	-	-	-	-
35～44	192,000	-	241,166	237,000	-	-	237,000
45～54	-	-	266,271	156,000	-	-	156,000
55～64	-	-	274,650	195,000	-	-	195,000
65以上	-	-	247,481	-	-	-	-
平均	192,000	-	241,263	192,000	-	-	192,000



## 2 規模別

### (1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
23~29	221,432	225,329	213,000	221,510	207,000
30~34	243,342	244,417	265,667	254,950	243,400
35~39	274,597	367,570	285,000	453,000	266,500
40~44	290,915	314,874	180,000	284,778	318,167
45~49	244,459	264,513	187,500	210,000	365,083
50~54	288,080	362,400	362,000	258,750	-
55~59	273,736	300,556	309,000	251,000	-
60~64	269,712	294,875	210,000	286,250	-
65以上	224,357	255,000	350,000	170,000	-
平均	258,959	292,170	262,463	265,582	280,030

### (2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
21~24	207,500	190,000	225,000	-	-
25~29	247,000	310,000	222,000	-	201,000
30~34	237,436	-	234,667	207,000	278,951
35~39	225,525	198,000	269,575	220,000	-
40~44	350,219	532,000	288,667	275,375	-
45~49	235,835	189,333	136,000	326,117	187,500
50~54	293,521	218,111	220,000	396,625	373,500
55~59	297,340	-	256,400	421,000	326,000
60~64	276,500	185,000	368,000	-	-
65以上	-	-	-	-	-
平均	263,431	260,349	246,701	307,686	273,390

### (3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
19~24	197,292	177,000	197,000	220,000	-
25~29	216,693	340,000	219,950	169,000	-
30~34	234,188	205,500	248,458	-	-
35~39	189,400	198,375	194,333	-	-
40~44	230,800	259,500	225,875	-	190,000
45~49	235,083	216,250	219,900	300,500	225,000
50~54	267,275	253,267	252,950	453,500	339,000
55~59	233,122	229,625	224,500	514,000	240,000
60~64	254,473	242,300	258,000	344,000	225,000
65以上	233,533	242,167	228,000	-	-
平均	229,186	236,398	226,897	333,500	243,800

### (4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
16~24	-	-	-	185,000	-
25~34	-	-	-	-	-
35~44	192,000	-	192,000	-	-
45~54	-	-	-	-	-
55~64	-	-	-	-	-
65以上	-	-	-	-	-
平均	192,000	-	192,000	185,000	-

別表9 正規従業員の平均基本給（技術・資格系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	179,000	225,500	221,833	240,000	-	-	-
30～34	238,250	208,967	260,000	228,333	-	-	-
35～39	293,000	226,625	224,000	208,500	242,500	-	239,000
40～44	265,500	226,722	226,722	449,500	-	-	-
45～49	190,000	268,340	273,500	363,583	-	-	-
50～54	310,500	229,373	296,375	298,667	279,000	-	-
55～59	405,000	256,600	351,000	296,000	-	-	191,000
60～64	264,500	292,000	267,500	255,000	-	-	-
65以上	528,000	249,250	210,000	227,333	-	-	-
平均	297,083	242,597	258,992	285,213	260,750	-	215,000

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	-	190,000	197,333	215,000	-	-	-
25～29	183,000	223,690	222,000	250,000	238,250	-	-
30～34	242,500	237,607	189,500	201,000	222,500	-	-
35～39	174,333	236,665	224,333	300,000	287,500	-	198,000
40～44	207,333	255,247	212,944	321,333	226,500	-	-
45～49	314,000	250,300	265,250	278,375	289,000	-	214,750
50～54	207,500	271,225	301,333	270,000	-	-	189,667
55～59	239,667	266,244	226,500	252,667	374,000	-	-
60～64	260,000	281,477	151,000	475,000	-	-	306,000
65以上	342,000	243,286	173,000	232,500	-	-	-
平均	241,148	245,574	216,319	279,588	272,958	-	227,104

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	-	-	200,000	197,833	-	-	-
25～29	230,000	-	199,225	242,042	232,000	-	-
30～34	197,000	228,500	211,188	280,778	275,000	-	234,750
35～39	232,667	327,000	240,323	238,792	-	-	275,000
40～44	256,500	232,556	239,619	268,250	262,000	-	226,000
45～49	251,125	211,750	267,675	234,871	-	-	251,500
50～54	266,000	-	257,505	292,855	379,000	-	261,333
55～59	276,750	264,000	265,700	314,000	-	-	213,936
60～64	250,333	355,333	329,533	271,889	-	-	246,000
65以上	171,500	232,000	285,250	248,900	-	-	-
平均	236,875	264,448	249,602	259,021	287,000	-	244,074

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	-	-	-	-	-
25～34	-	166,000	166,000	-	196,000	-	261,000
35～44	227,000	190,500	190,500	-	220,000	-	265,833
45～54	172,000	210,000	210,000	-	196,000	-	239,500
55～64	221,000	-	-	-	-	-	343,250
65以上	-	-	-	-	188,000	-	240,800
平均	206,667	188,833	188,833	-	200,000	-	270,077

## 2 規模別

### (1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
23~29	196,786	173,000	245,000	191,500	192,333
30~34	254,917	253,500	247,600	213,500	230,000
35~39	261,783	200,000	231,750	249,250	278,500
40~44	291,417	280,000	296,500	260,000	218,500
45~49	314,850	233,250	397,400	-	278,333
50~54	272,926	254,167	277,333	332,000	265,278
55~59	324,000	-	274,500	-	378,000
60~64	252,125	264,000	240,000	-	258,889
65以上	264,444	251,000	180,000	-	369,000
平均	270,361	238,615	265,565	249,250	274,315

### (2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
21~24	199,167	-	198,000	-	205,500
25~29	242,750	238,250	250,000	210,000	208,500
30~34	208,967	-	207,458	215,000	-
35~39	226,625	-	234,917	229,500	188,667
40~44	220,644	225,750	230,042	244,000	176,000
45~49	268,340	-	269,900	312,500	234,000
50~54	220,710	-	239,167	-	226,750
55~59	256,600	307,000	259,500	316,000	201,500
60~64	292,000	-	352,667	180,000	212,000
65以上	249,250	-	249,250	-	-
平均	238,505	257,000	249,090	243,857	206,615

### (3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
19~24	197,125	-	200,000	187,000	-
25~29	223,690	273,556	246,375	209,280	176,000
30~34	237,607	257,111	222,750	209,333	197,000
35~39	236,665	248,000	233,107	257,290	196,000
40~44	255,247	364,000	267,793	256,038	203,000
45~49	250,300	263,000	252,287	258,333	207,667
50~54	231,329	307,350	261,320	225,667	271,500
55~59	266,244	297,833	253,372	326,333	247,250
60~64	281,477	366,000	274,130	404,000	165,500
65以上	232,625	275,750	222,525	-	167,000
平均	241,231	294,733	243,366	259,253	203,435

### (4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
16~24	-	-	-	-	-
25~34	228,500	-	228,500	-	166,000
35~44	256,167	227,000	254,375	-	190,500
45~54	211,750	-	211,750	-	210,000
55~64	332,500	-	332,500	-	-
65以上	240,000	220,000	250,667	188,000	-
平均	253,783	223,500	255,558	188,000	188,833

別表10 正規従業員の年間平均総支給額（事務・営業系）

## 1 業種別

## (1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	3,477,881	3,733,833	-	3,275,667	3,486,257	-	3,636,201
30～34	4,229,923	3,887,845	4,255,333	4,772,333	4,905,672	7,000,000	4,010,234
35～39	5,908,578	3,440,342	3,032,000	5,760,000	5,200,000	-	6,229,893
40～44	5,402,106	6,034,875	5,604,500	4,807,333	3,874,000	5,160,500	5,762,067
45～49	4,929,093	3,571,350	5,019,750	4,192,000	3,933,000	-	6,578,833
50～54	6,587,867	5,538,943	4,164,000	6,964,667	5,198,500	-	7,978,000
55～59	6,572,333	5,314,570	-	5,000,000	-	-	7,099,000
60～64	5,744,688	4,775,000	3,672,000	2,670,000	5,878,500	5,100,000	7,039,250
65以上	4,763,000	-	2,771,000	6,545,000	-	3,191,000	-
平均	5,290,607	4,537,095	4,074,083	4,887,444	4,639,418	5,112,875	6,041,685

## (2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	-	2,757,611	-	2,859,000	-	3,384,000	-
25～29	4,053,000	3,421,862	-	4,116,000	3,349,000	-	-
30～34	3,529,101	3,793,125	-	4,068,000	2,948,000	5,146,000	-
35～39	-	3,353,133	2,550,000	5,450,000	4,740,052	-	-
40～44	4,895,000	4,275,083	4,066,000	-	9,444,000	5,679,000	-
45～49	4,916,500	4,164,283	4,208,500	2,380,000	3,263,000	3,616,000	2,800,000
50～54	7,367,833	4,745,367	8,191,000	4,772,000	4,734,604	3,494,000	2,345,000
55～59	5,629,125	4,206,567	4,525,500	6,354,000	-	4,434,000	4,500,000
60～64	-	4,474,273	3,072,000	-	6,478,000	-	-
65以上	-	3,294,333	-	-	-	-	-
平均	5,065,093	3,848,564	4,435,500	4,285,571	4,993,808	4,292,167	3,215,000

## (3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	2,833,000	-	3,235,000	2,500,000	2,142,000	1,980,000	-
25～29	2,984,000	-	-	-	3,486,000	3,644,142	2,285,000
30～34	4,992,000	-	4,438,000	-	3,386,500	3,294,000	1,871,000
35～39	-	2,980,000	4,799,000	-	3,947,250	2,978,500	2,365,000
40～44	5,217,500	-	3,738,000	4,148,000	3,986,250	4,015,333	-
45～49	4,216,000	-	4,849,800	-	3,563,500	3,688,000	-
50～54	6,640,333	-	5,033,583	5,018,000	6,015,333	2,673,056	3,244,000
55～59	-	-	4,632,875	3,565,000	4,852,917	3,342,000	3,324,250
60～64	4,175,000	-	5,404,750	-	5,175,333	3,530,917	3,406,500
65以上	-	-	3,008,500	-	4,093,500	3,095,000	-
平均	4,436,833	2,980,000	4,348,834	3,807,750	4,064,858	3,224,095	2,749,292

## (4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	3,296,250	2,890,000	-	-	2,890,000
25～34	-	-	3,761,411	-	-	-	-
35～44	-	-	4,245,697	5,051,500	-	-	5,051,500
45～54	2,980,000	-	4,785,808	2,258,000	-	-	2,258,000
55～64	-	-	4,525,659	4,630,000	-	-	4,630,000
65以上	-	-	4,622,564	-	-	-	-
平均	2,980,000	-	4,206,232	3,707,375	-	-	3,707,375

## 2 規模別

### (1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
23~29	3,424,866	3,477,881	3,966,125	2,945,520	3,110,000
30~34	4,095,176	4,229,923	4,917,333	4,129,378	4,331,200
35~39	4,645,484	5,908,578	5,863,833	6,922,667	3,907,500
40~44	5,110,284	5,402,106	3,061,500	5,792,833	4,314,833
45~49	4,354,242	4,929,093	4,062,500	2,998,000	6,331,667
50~54	5,247,802	6,587,867	6,847,000	4,089,750	-
55~59	5,118,192	6,572,333	5,000,000	7,370,000	-
60~64	4,833,600	5,744,688	2,614,500	5,818,750	-
65以上	3,534,857	4,763,000	6,545,000	3,191,000	-
平均	4,484,945	5,290,607	4,764,199	4,806,433	4,399,040

### (2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
21~24	3,121,500	2,859,000	3,384,000	-	-
25~29	3,733,833	3,420,000	3,697,000	-	4,053,000
30~34	3,887,845	-	4,052,667	3,474,000	3,642,405
35~39	3,440,342	2,676,000	5,095,026	2,424,000	-
40~44	6,034,875	9,444,000	5,156,333	4,066,000	-
45~49	3,571,350	2,484,000	3,616,000	5,215,333	3,429,000
50~54	5,538,943	4,730,667	3,924,958	7,473,250	7,170,000
55~59	5,314,570	-	4,413,467	7,377,000	6,145,000
60~64	4,775,000	3,072,000	6,478,000	-	-
65以上	-	-	-	-	-
平均	4,379,806	4,097,952	4,424,161	5,004,931	4,887,881

### (3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
19~24	2,464,958	2,500,000	2,504,125	3,144,000	-
25~29	3,421,862	4,900,000	3,347,494	2,968,000	-
30~34	3,793,125	3,413,000	4,051,250	-	-
35~39	3,353,133	3,633,375	3,089,000	-	-
40~44	4,275,083	3,665,000	4,395,125	-	4,424,000
45~49	4,164,283	3,300,500	3,941,350	5,585,000	4,390,000
50~54	4,745,367	4,443,067	4,645,300	5,411,000	7,197,000
55~59	4,206,567	4,663,250	3,834,900	5,225,000	4,869,000
60~64	4,474,273	3,589,300	4,241,833	8,433,000	4,175,000
65以上	3,294,333	3,969,000	2,829,000	-	-
平均	3,819,299	3,807,649	3,687,938	5,127,667	-

### (4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4~10人	11~50人	51~100人	101人以上
16~24	-	-	-	-	-
25~34	-	-	-	-	-
35~44	2,980,000	-	2,980,000	-	-
45~54	-	-	-	-	-
55~64	-	-	-	-	-
65以上	-	-	-	-	-
平均	2,980,000	-	2,980,000	-	-

別表11 正規従業員の年間平均総支給額（技術・資格系）

1 業種別

(1) 大学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
23～29	3,551,000	3,685,100	3,076,333	4,514,000	-	-	-
30～34	4,001,750	3,650,833	3,700,833	5,285,667	-	-	-
35～39	5,023,000	3,915,638	3,767,000	2,684,000	1,687,000	-	3,491,500
40～44	4,940,167	3,749,889	3,749,889	6,976,500	-	-	-
45～49	-	5,134,080	5,708,750	5,431,000	-	-	-
50～54	5,429,625	3,904,053	4,994,500	6,198,667	3,128,000	-	-
55～59	6,754,000	4,593,700	6,989,000	5,340,500	-	-	2,300,000
60～64	5,094,833	4,189,611	4,323,500	4,000,000	-	-	-
65以上	9,333,000	4,451,875	4,842,000	#####	-	-	-
平均	5,515,922	4,141,642	4,572,423	5,779,556	2,407,500	-	2,895,750

(2) 短大・専門卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
21～24	-	3,261,000	3,514,000	2,664,000	-	-	-
25～29	3,237,000	3,644,170	3,621,500	3,999,000	4,015,250	-	-
30～34	4,614,500	3,799,000	3,368,500	3,483,500	3,684,500	-	-
35～39	3,907,667	4,144,000	3,630,000	5,130,000	5,080,000	-	3,611,000
40～44	3,868,708	4,491,483	4,093,556	5,997,000	3,715,250	-	-
45～49	5,676,000	4,629,891	4,716,417	6,114,875	5,022,000	-	3,063,250
50～54	3,196,500	4,899,660	5,919,000	4,634,222	-	-	3,003,667
55～59	4,874,333	4,516,797	3,877,000	4,024,333	6,484,500	-	-
60～64	4,312,333	4,608,179	2,817,000	5,880,000	-	-	3,400,000
65以上	4,224,000	3,739,452	3,439,000	5,290,000	-	-	-
平均	4,212,338	4,173,363	3,899,597	4,721,693	4,666,917	-	3,269,479

(3) 高校卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
19～24	-	-	2,400,000	3,441,500	-	-	-
25～29	3,588,000	-	3,638,625	3,701,917	2,539,000	-	-
30～34	3,960,500	3,462,000	3,989,250	4,029,167	320,000	-	3,645,000
35～39	4,471,000	5,283,000	4,371,100	3,606,896	-	-	4,178,000
40～44	5,890,000	4,199,056	4,435,900	4,569,833	4,186,000	-	3,600,000
45～49	5,455,125	4,052,750	4,136,850	4,687,465	-	-	3,961,250
50～54	5,087,000	-	4,879,182	5,242,988	7,995,000	-	3,682,750
55～59	4,419,250	3,780,500	4,714,360	5,144,563	-	-	3,315,375
60～64	3,647,667	3,939,333	5,144,567	5,183,556	-	-	3,874,625
65以上	2,421,500	3,277,500	4,375,500	4,028,800	-	-	-
平均	4,326,671	3,999,163	4,208,533	4,363,668	3,760,000	-	3,751,000

(4) 中学卒

業種 年齢	全業種	製造業	建設業	卸売・小売業	運輸・通信業	金融・保険業	サービス業
16～24	-	-	-	-	-	-	-
25～34	-	2,977,000	2,977,000	-	3,279,000	-	3,645,000
35～44	2,778,000	4,032,000	4,032,000	-	3,964,000	-	4,782,000
45～54	2,714,000	5,016,500	5,016,500	-	3,056,000	-	5,220,500
55～64	3,254,000	-	-	-	-	-	4,031,250
65以上	-	-	-	-	2,800,000	-	3,461,800
平均	2,915,333	4,008,500	4,008,500	-	3,274,750	-	4,228,110

## 2 規模別

### (1) 大学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
23～29	3,432,250	-	3,757,000	3,104,250	3,842,667
30～34	4,327,167	3,823,500	4,648,600	3,303,000	4,127,000
35～39	3,856,367	1,219,000	2,931,500	3,677,500	5,093,500
40～44	4,894,708	4,914,000	4,821,375	3,313,000	4,560,000
45～49	5,275,700	2,708,000	4,908,200	-	6,315,333
50～54	4,908,548	3,982,667	5,930,778	5,325,667	4,813,912
55～59	5,579,667	-	4,530,750	-	6,871,500
60～64	4,374,750	4,287,000	3,600,000	-	5,002,778
65以上	12,339,111	3,648,500	27,460,000	-	7,087,500
平均	5,443,141	3,511,810	6,954,245	3,744,683	5,301,577

### (2) 短大・専門卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
21～24	3,384,500	-	2,920,500	-	3,682,500
25～29	3,881,950	4,015,250	3,999,000	2,898,000	3,791,000
30～34	3,650,833	-	3,668,792	3,579,000	-
35～39	3,915,638	-	4,204,250	3,364,500	4,008,333
40～44	3,978,867	3,610,000	4,501,458	4,041,000	2,306,000
45～49	5,134,080	-	5,012,960	5,075,500	6,184,500
50～54	3,941,479	-	4,188,833	-	3,957,000
55～59	4,593,700	5,275,667	4,242,250	5,837,000	4,393,000
60～64	4,189,611	-	4,480,333	3,151,000	5,037,000
65以上	4,451,875	-	4,451,875	-	-
平均	4,112,253	4,300,306	4,167,025	3,992,286	4,169,917

### (3) 高校卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
19～24	3,288,750	-	3,341,500	3,000,000	-
25～29	3,644,170	4,025,778	3,773,125	3,421,900	4,765,000
30～34	3,799,000	3,522,333	3,797,083	3,763,333	4,350,000
35～39	4,144,000	3,869,500	4,093,783	4,608,000	6,008,000
40～44	4,491,483	4,874,000	4,749,313	4,577,750	3,963,000
45～49	4,629,891	4,284,667	4,533,865	4,434,333	4,944,667
50～54	3,982,703	4,715,867	4,888,807	5,148,333	5,960,625
55～59	4,516,797	4,957,500	4,169,134	4,824,000	5,130,500
60～64	4,608,179	6,195,667	4,545,983	6,141,000	2,638,250
65以上	3,558,146	4,074,500	3,235,250	-	2,377,333
平均	4,066,312	4,502,201	4,112,784	4,435,406	4,459,708

### (4) 中学卒

業種 年齢	全事業所	4～10人	11～50人	51～100人	101人以上
16～24	-	-	-	-	-
25～34	3,462,000	-	3,462,000	-	2,977,000
35～44	4,470,042	2,778,000	4,577,500	-	4,032,000
45～54	4,052,750	-	4,052,750	-	5,016,500
55～64	3,899,625	-	3,899,625	-	-
65以上	-	2,908,000	-	2,800,000	-
平均	3,971,104	2,843,000	3,997,969	2,800,000	4,008,500

別表12 夏期手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		平均支給 率 (月)	平均支給額 (円)	
			構成比		構成比			
産業別	製造業	27	24	88.9%	3	11.1%	1.72	155,000
	建設業	26	20	76.9%	6	23.1%	1.47	100,000
	卸売・小売業	13	9	69.2%	4	30.8%	1.85	-
	運輸・通信業	7	4	57.1%	3	42.9%	1.40	200,000
	金融・保険業	7	4	57.1%	3	42.9%	2.03	-
	サービス業	21	17	81.0%	4	19.0%	1.66	72,000
規模別	4～10人	25	15	60.0%	10	40.0%	1.65	310,000
	11～50人	53	43	81.1%	10	18.9%	1.48	225,000
	51～100人	10	9	90.0%	1	10.0%	2.03	-
	101人以上	13	11	84.6%	2	15.4%	1.96	120,000
全体	101	78	77.2%	23	22.8%	1.65	136,400	



別表13 年末手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		平均支給 率 (月)	平均支給額 (円)	
			構成比		構成比			
産業別	製造業	27	21	77.8%	6	22.2%	1.86	520,000
	建設業	26	23	88.5%	3	11.5%	2.12	125,000
	卸売・小売業	13	8	61.5%	5	38.5%	1.81	-
	運輸・通信業	7	4	57.1%	3	42.9%	1.60	300,000
	金融・保険業	7	4	57.1%	3	42.9%	2.27	-
	サービス業	21	16	76.2%	5	23.8%	1.99	120,000
規模別	4～10人	25	15	60.0%	10	40.0%	2.03	310,000
	11～50人	53	43	81.1%	10	18.9%	1.92	225,000
	51～100人	10	8	80.0%	2	20.0%	1.77	-
	101人以上	13	10	76.9%	3	23.1%	2.28	120,000
全体	101	76	75.2%	25	24.8%	1.97	238,000	

別表14 決算手当の有無・支給率・支給額

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		平均支給 率 (月)	平均支給額 (円)	
			構成比		構成比			
産業別	製造業	27	8	29.6%	19	70.4%	1.13	180,000
	建設業	26	12	46.2%	14	53.8%	1.34	-
	卸売・小売業	13	6	46.2%	7	53.8%	1.35	-
	運輸・通信業	7	1	14.3%	6	85.7%	-	200,000
	金融・保険業	7	3	42.9%	4	57.1%	0.55	-
	サービス業	21	10	47.6%	11	52.4%	1.11	196,667
規模別	4～10人	25	11	44.0%	14	56.0%	0.72	190,000
	11～50人	53	21	39.6%	32	60.4%	1.34	240,000
	51～100人	10	4	40.0%	6	60.0%	2.20	100,000
	101人以上	13	4	30.8%	9	69.2%	0.55	250,000
全体	101	40	39.6%	61	60.4%	1.18	194,000	

別表15 燃料手当の有無

(単位：所)

区分	集計 事業所数	あり		なし		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	27	15	55.6%	12	44.4%
	建設業	26	13	50.0%	13	50.0%
	卸売・小売業	13	9	69.2%	4	30.8%
	運輸・通信業	7	2	28.6%	5	71.4%
	金融・保険業	7	2	28.6%	5	71.4%
	サービス業	21	12	57.1%	9	42.9%
規模別	4～10人	25	9	36.0%	16	64.0%
	11～50人	53	27	50.9%	26	49.1%
	51～100人	10	8	80.0%	2	20.0%
	101人以上	13	9	69.2%	4	30.8%
全体	101	53	52.5%	48	47.5%	

別表16 賃金の引き上げについて

(単位：所)

区分	集計 事業所数	実施した		実施していない		
			構成比		構成比	
産業別	製造業	27	27	100.0%	0	0.0%
	建設業	26	24	92.3%	2	7.7%
	卸売・小売業	13	12	92.3%	1	7.7%
	運輸・通信業	7	6	85.7%	1	14.3%
	金融・保険業	7	6	85.7%	1	14.3%
	サービス業	21	19	90.5%	2	9.5%
規模別	4～10人	25	21	84.0%	4	16.0%
	11～50人	53	52	98.1%	1	1.9%
	51～100人	10	9	90.0%	1	10.0%
	101人以上	13	12	92.3%	1	7.7%
全体	101	94	93.1%	7	6.9%	

別表17 労働力の過不足

(単位：所)

区分	集計 事業所数	不足している		充足している		過剰である		
			構成比		構成比		構成比	
産業別	製造業	27	14	51.9%	13	48.1%	0	0.0%
	建設業	26	24	92.3%	2	7.7%	0	0.0%
	卸売・小売業	13	8	61.5%	5	38.5%	0	0.0%
	運輸・通信業	7	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%
	金融・保険業	7	4	57.1%	3	42.9%	0	0.0%
	サービス業	21	13	61.9%	8	38.1%	0	0.0%
規模別	4～10人	25	12	48.0%	13	52.0%	0	0.0%
	11～50人	53	43	81.1%	10	18.9%	0	0.0%
	51～100人	10	5	50.0%	5	50.0%	0	0.0%
	101人以上	13	8	61.5%	5	38.5%	0	0.0%
全体	101	68	67.3%	33	32.7%	0	0.0%	

別表18 パートタイム従業員の採用状況

(単位：所)

区分	集計 事業所数	採用している		採用人数 (人)	採用しなかった		
			構成比			構成比	
産業別	製造業	27	6	22.2%	28	21	77.8%
	建設業	26	10	38.5%	13	16	61.5%
	卸売・小売業	13	4	30.8%	11	9	69.2%
	運輸・通信業	7	2	28.6%	3	5	71.4%
	金融・保険業	7	1	14.3%	1	6	85.7%
	サービス業	21	14	66.7%	110	7	33.3%
規模別	4～10人	25	3	12.0%	5	22	88.0%
	11～50人	53	20	37.7%	35	33	62.3%
	51～100人	10	5	50.0%	26	5	50.0%
	101人以上	13	9	69.2%	100	4	30.8%
全体	101	37	36.6%	166	64	63.4%	

別表19 パートタイム従業員の1日の労働時間

(単位：人)

区分		2時間未満	2時間以上 4時間未満	4時間以上 6時間未満	6時間以上
産業別	製造業	1	14	139	63
	建設業	0	4	8	14
	卸売・小売業	0	5	14	26
	運輸・通信業	0	0	2	11
	金融・保険業	0	0	8	3
	サービス業	9	174	337	425
規模別	4～10人	0	2	3	13
	11～50人	0	21	41	89
	51～100人	1	10	55	57
	101人以上	9	164	409	383
全体		10	197	508	542

別表20 パートタイム従業員の週間平均労働日数・平均時給

区分		集計事業所数	週間平均労働日数 (日)	平均時給 (円)
産業別	製造業	18	4.52	1,078
	建設業	15	4.53	1,050
	卸売・小売業	6	4.05	1,046
	運輸・通信業	3	4.47	1,050
	金融・保険業	4	4.25	1,055
	サービス業	19	4.17	1,071
規模別	4~10人	11	4.27	1,066
	11~50人	33	4.54	1,062
	51~100人	10	3.97	1,098
	101人以上	11	4.27	1,016
全体		65	4.36	1,064



# 付 録

# 労働ワンポイント

## 1. 労働時間

労働時間を適正に把握するため、使用者が講ずべき基準は以下のとおりです。

### (1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間の適正管理のため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

### (2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則、次のいずれかの方法によること。

(ア) 使用者が、自ら現認することにより確認・記録すること。

(イ) タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認・記録すること。

### (3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

(2)の方法ではなく、自己申告制により行わざるを得ない場合、以下の措置を講ずること。

(ア) 自己申告制の導入前に、労働者に対して、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

(イ) 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査をすること。

(ウ) 労働者の労働時間の適正な申告を阻害する目的で時間外労働時間数の上限を設定するなどの措置を講じないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等、労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

### (4) 労働時間の記録に関する書類の保存

労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存すること。

### (5) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等、労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

### (6) 労働時間短縮推進委員会等の活用

事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間短縮推進委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。

## 2. パートタイマーの雇用について

パートタイマーの雇用に関しては、以下の注意点をご確認下さい。

### (1) パートタイム労働者

パートタイム労働者（短時間労働者）とは、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べ短い労働者」のことで、パートタイマー、アルバイト等の名称は問いません。

パートタイム労働者にも労働基準法（以下、労基法という。）、労働安全衛生法、最低賃金法、労働災害補償保険法などの労働諸法令が適用されます。

### (2) 労働条件通知書の交付

パートタイマーを雇い入れたときは、労働契約の期間、就業の場所及び従事すべき業務、労働時間、賃金及び退職について書面を交付して明示しなければなりません。（労基法第15条第1項、規則第5条第1項）

また、昇給などその他の労働条件に関する事項を明らかにした文書を明示することが義務付けられています。（パートタイム労働法第6条）

### (3) パートタイム労働者の就業規則

パートタイム労働者に係る事項について就業規則を作成し、又は変更するときはパートタイム労働者の過半数を代表すると認められるものの意見を聞くように努めなければなりません。（パートタイム労働法第7条）

### (4) 解雇予告制度の適用

パートタイム労働者の契約期間が満了すれば、その時点で雇用契約は終了しますが、何度も雇用契約が更新され、実質的には期間の定めがないと契約と認められる場合は、法定の解雇予告手続が必要になります。

### (5) 年次有給休暇の比例付与

パートタイム労働者に対しても年次有給休暇を与えなければなりません。（労基法第39条第3項）

週所定 労働時間	週所定 労働日数	1年間の 所定労働日 数	勤続年数（これまでの勤続年数も通算されます。）						
			6ヶ月	1年 6ヶ月	2年 6ヶ月	3年 6ヶ月	4年 6ヶ月	5年 6ヶ月	6年 6ヶ月以上
30時間以上			10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
30時間未満	5日以上	217日以上	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	4日	169～216日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	3日	121～168日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	2日	73～120日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日
	1日	48～72日							

### 3. 交通労働災害

交通労働災害防止のポイントは、以下のとおりです。

#### (1) 経営のトップが率先。交通事故対策を中心となって実施する者を決める。

(ア) まず、経営のトップが事故防止に取り組む姿勢を示すことです。

(イ) 次に、第二のポイント以下で述べる交通労働災害防止対策を中心となって実施する者（交通労働災害防止担当管理者）を決めましょう。

道路交通法等の規定により、安全運転管理者又は運行管理者を決めている場合は、重ねて選任する必要はありません。この場合、安全運転管理者が交通労働災害防止担当管理者の職務も行いましょう。

(ウ) 労働者数が 50 人以上で、安全委員会、衛生委員会等の組織がある場合は、その委員会の活動の中で交通労働災害防止に関する活動を行いましょう。この場合、交通労働災害防止管理者は、委員の一人として加わることになります。

(エ) 委員会等がない場合は、交通労働災害防止担当管理者（又は安全運転管理者）が、朝礼などを利用して行いましょう。できるだけ、今あるものを活用することを考えましょう。

#### (2) 安全運転を妨げる諸要因を取り除く。

（過労、道路の情報不足、車両の点検不備、過積載、気象等の情報不足等安全運転を妨げる要因はあちこちにある！！）

(ア) バス業、トラック運送業、タクシー業等の運送業については、自動車運転者の労働時間の改善のための基準を遵守する。

#### 「自動車運転者の労働時間等の改善基準」の概要

(令和 6 年 4 月～適用)

拘束時間	1 日	原則 13 時間、最大 15 時間 ※14 時間を超える拘束は、トラックでは 1 週間に 2 回以内、バスでは 1 週間に 3 回以内が目安 ※タクシーの隔日勤務では 2 暦日で 22 時間
	トラック等	1 箇月 284 時間（労使協定で、1 年のうち 6 箇月までは 1 年間の拘束時間が 3,400 時間を超えない範囲内で 310 時間まで延長可）
	バス等	4 週平均で 1 週間当たり 65 時間（労使協定による特例有り）
	タクシー	1 箇月 288 時間（日勤）262 時間（隔日勤務）（労使協定による特例有り）
休息時間	（勤務終了後次の勤務まで）継続 11 時間を基本とし、9 時間下限（タクシーの隔日勤務では継続 24 時間を基本とし、22 時間下限）	
運転時間	トラック等	2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内 2 週平均で 1 週間当たり 44 時間以内
	バス等	2 日平均で 1 日当たり 9 時間以内 4 週平均で 1 週間当たり 40 時間以内

連続運転時間 4 時間以内（運転の中断には、1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転離脱が必要）

(イ) 走行経路についての事前情報の収集と無理の無い走行計画・走行管理を。

(ウ) マイクロバス等で労働者の送迎を行う場合は、特に十分な運転技能を有する者に行わせる。

(エ) 走行の前後に車両の点検を実施、長距離走行の場合は途中でも点検を行う。

(オ) 運転者の服装・履き物・体調を走行前の点呼によりチェック。

(カ) 異常気象は事前に確認し運転者に伝達。一時待機、走行中止などの適切な指示。

(キ) 一旦事故が起これば重篤な災害に発展する過積載の禁止。

## 4. 事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト

ポータルサイト「スタートアップ労働条件」で自社の労働条件をチェック（厚生労働省）

### (1) 労務管理・安全衛生管理などの診断

以下の6項目について、設問に回答することで、自社の労務管理・安全衛生などの問題点を診断することができます。

また、診断の結果、問題点が認められた場合には改善に向けた情報が提供されます。

- ・ 募集、採用、労働契約の締結
- ・ 就業規則、賃金、労働条件、年次有給休暇
- ・ 母性保護、育児、介護
- ・ 解雇、退職
- ・ 安全衛生管理
- ・ 労働保険、社会保険、その他

### (2) 36協定届・就業規則作成支援ツール

労働基準監督署にそのまま提出できる36協定届、就業規則を作成できます。

スタートアップ労働条件  
ポータルサイト



「みんなチェック！最低賃金。」

# 北海道の最低賃金

## 地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>960</b> 5. 10. 1発効	北海道内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。

## 特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額（円）	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 <b>996</b> 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>1,030</b> 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）」を除く	時間額 <b>997</b> 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務（これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>990</b> 5. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。（最低賃金法第八条）

●最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。

●最低賃金は、会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人に適用されます。

●二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。

●派遣労働者は、派遣先の地域（産業）に適用される最低賃金が適用されます。

●中小企業・小規模事業者のみなさまへの支援策を行っております。

・賃金引上げを支援する「業務改善助成金」は北海道労働局 雇用環境・均等部企画課（011-788-7874）までお気軽にご相談下さい。

・賃金引上げにお悩みの方は「北海道働き方改革推進支援センター」（0800-919-1073）までお気軽にご相談下さい。（相談無料）

誰もが安心して働ける職場環境づくりを！

・最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局（電話 011-709-2311）又は最寄りの労働基準監督署（支署）へお問い合わせ下さい。

・北海道労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

最低賃金について 検索 ⇒



北海道労働局 検索 ⇒



厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

# 労働相談窓口

## 1. 労働問題全般の相談

### (1) 中小企業労働相談所（北海道）

道では、労働問題でお困りの皆様からの相談を面談あるいは電話などでお受けしています。相談は無料ですので、まずはお電話ください。

- ① 労働相談ホットライン（9:00～20:00） 0120-81-6105（フリーダイヤル）  
（携帯電話等からのご利用はできませんので、最寄りの労働相談所に直接お電話ください。）
- ② 石狩振興局中小企業労働相談所 060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 011-204-5827

### (2) 総合労働相談（北海道労働局）

労働条件、女性労働問題、募集採用、職場環境を含め、労働問題に関するあらゆる分野のご相談を専門の相談員が、面談あるいは電話でお受けしております。ご相談は無料です。

お近くの総合労働相談コーナーは、次のとおりです。

- ① 北海道労働局総合労働相談コーナー  
060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎 011-709-2311
- ② 北海道労働局 札幌東総合労働相談コーナー  
004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 札幌東労働基準監督署内 011-894-2821

## 2. 労働条件・労働災害などに関する相談

労働基準監督署

賃金、労働時間等の労働条件、職場の安全衛生・健康管理、労災保険に関する相談を取り扱っています。

札幌東労働基準監督署 004-8518 札幌市厚別区厚別中央2条1丁目2-5 011-894-2821

## 3. 健康保険・厚生年金に関する相談

・厚生年金等

新さっぽろ年金事務所 004-8558 札幌市厚別区厚別中央2条6丁目4-30 011-892-1631

・健康保険等

全国健康保険協会北海道支部 060-8524 札幌市北区北7条西4丁目3-1 011-726-0352

## 4. 健康相談・保険指導に関する相談

### (1) 北海道産業保健推進センター

勤労者の健康確保を図るため、産業医、地域産業保健センターをはじめとする産業保健関係者・関係機関を支援し、産業保健活動の一層の活性化を図る拠点として、都道府県ごとに産業保健推進センターが設置されています。

北海道産業保健推進センター

060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目1番地プレスト1・7ビル2階 011-242-7701

### (2) 地域産業保健センター

労働者に対する健康相談の窓口を設置し、事業所への個別産業保健指導、産業保健情報の提供など医師などが相談を無料で行っております。相談内容や健康相談など秘密は厳守されます。

札幌東地域産業保健センター

061-1132 北広島市北進町1丁目5番地 北広島医師会内 011-373-6466

# 同一労働同一賃金への対応

非正規労働者がその仕事ぶりや能力を適正に評価され、意欲を持って働けるよう、正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差の解消を目指して導入されました。

従来の労働契約法第 20 条（正社員と有期雇用労働者との間の待遇に関する規定）がパートタイム労働法に統合され、新たにパートタイム・有期雇用労働法へと改正されました。

## 1. パートタイム・有期雇用労働法のポイント

（大企業 2020 年 4 月 1 日施行）（中小企業 2021 年 4 月 1 日施行）

### ▶不合理な待遇差の禁止

不合理な待遇差があるかどうかは、個々の待遇ごとにその性質・目的を考慮し、職務内容や人材活用の仕組み（人事異動や転勤の有無、範囲）等の違いに応じて判断されます。

### ▶待遇に関する説明義務の強化

短時間・有期雇用労働者の雇い入れ時と当該労働者から求めがあったとき、事業主は正社員との間の待遇差の内容、理由について、説明することが義務となります。

### ▶行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続（行政 ADR）の規定の整備

行政による事業主の助言・指導等や短時間・有期雇用労働者と正社員との間の待遇差等に関する裁判外紛争解決手続（行政 ADR）の根拠規定が整備されました。

## 2. 同一労働同一賃金の基本的な考え方

### ▶均衡待遇（パートタイム・有期雇用労働法第 8 条）

短時間・有期雇用労働者と正社員との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲（人事異動や転勤の有無、範囲）、③その他の事情を考慮して不合理な待遇差は禁止しなければならない。

### ▶均等待遇（パートタイム・有期雇用労働法第 9 条）

短時間・有期雇用労働者と正社員との間で、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更の範囲（人事異動や転勤の有無、範囲）が同じ場合は、短時間・有期雇用労働者であることを理由とした差別的取扱いは禁止しなければならない。



### 3. 助成金制度（厚生労働省）

キャリアアップ助成金 HP

#### ▶キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成をする制度です。

本助成金には、有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換させた場合に活用できる「正社員化コース」など、複数の助成コースがあります。

詳細につきましては、厚生労働省のホームページ（右記 QR コード）をご確認ください。



（問い合わせ先）

北海道労働局職業安定部職業対策課（011-788-9071）

#### ▶業務改善助成金

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資など（機械設備コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行った場合に、その費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ額や引き上げる労働者数に応じ、助成額が異なります。

詳細につきましては、厚生労働省のホームページ（右記 QR コード）をご確認ください。

業務改善助成金 HP



（問い合わせ先）

「業務改善助成金コールセンター」（0120-366-440）

### 4. 支援ツール

厚生労働省では、各企業が同一労働同一賃金に対応するための様々なツールを公開しています。

#### ▶パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール

パートタイム・有期雇用労働法やその他の労働関係法令について、自社の取組状況を点検し、短時間・有期雇用労働者の待遇改善に向けて、どのように取り組むべきかをホームページ上で確認することができます。

チェックツール



#### ▶パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書

自社の状況がパートタイム・有期雇用労働法の内容に沿ったものかを点検・対

取組手順書



応するための手順を解説しています。

▶不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル

各種手当、福利厚生、教育訓練、賞与、基本給について、点検・検討の手順を業種ごとに解説しています。

待遇差解消マニュアル



▶職務評価を用いた基本給の点検・検討マニュアル

基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認し、等級制度や賃金制度を設計する1つの手法として、職務評価について解説しています。

職務評価マニュアル



## 5. 相談窓口

同一労働同一賃金への対応に関して、アドバイスを受けたい場合には、「働き方改革推進支援センター」をご利用下さい。

▶働き方改革推進支援センター

全国 47 都道府県に設置され、就業規則や賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの相談に対応しています。

北海道働き方改革推進支援センター  
(札幌市中央区北 1 条西 3 丁目 3-33 リープロビル 3 階)  
TEL 0800-919-1073

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

# 募集時などに明示すべき労働条件が追加されます！

2024年4月から、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、明示しなければならない労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

## 追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に、以下の事項が追加されました。

- ① 従事すべき業務の変更の範囲 ※
- ② 就業場所の変更の範囲 ※
- ③ 有期労働契約を更新する場合の基準 （通算契約期間または更新回数の上限を含む）

※ 「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

## 最低限明示しなければならない労働条件

今回の改正で追加される明示事項

記載が必要な項目	記載例
業務内容	<b>（雇入れ直後）</b> 一般事務 <b>（変更の範囲）</b> ●●事務 …①
契約期間	期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） <b>契約の更新 有（●●により判断する）</b> <b>更新上限 有（通算契約期間の上限 ●年/更新回数の上限 ●回）</b> …③
試用期間	試用期間あり（3か月）
就業場所	<b>（雇入れ直後）</b> 東京本社 <b>（変更の範囲）</b> ●●支社 …②
就業時間	9:30～18:30
休憩時間	12:00～13:00
休日	土日、祝日（年末年始を含む）
時間外労働	あり（月平均20時間） <b>裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要です。</b> 例：企画業務型裁量労働制により、●時間働いたものとみなされます。
賃金	月給 25万円（ただし、試用期間中は月給20万円） <b>時間外労働の有無に関わらず一定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は、以下のような記載が必要です。</b> (1) 基本給 ●●円（(2)の手当を除く額） (2) ■■手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として▲▲円を支給） (3) ×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
受動喫煙防止措置	屋内禁煙
募集者の氏名または名称	〇〇株式会社
<small>（派遣労働者として雇用する場合のみ）</small>	<small>（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）</small>

※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は、掲載した時点を明示するなど、正確かつ最新の内容に保つ義務があります。

# 明示事項の記載例

## ①・②「変更の範囲」

業務内容	(雇入れ直後) 法人営業 (変更の範囲) 製造業務を除く当社業務全般
	(雇入れ直後) 経理 (変更の範囲) 法務の業務
就業場所	(雇入れ直後) 大阪支社 (変更の範囲) 本社および全国の支社、営業所
	(雇入れ直後) 渋谷営業所 (変更の範囲) 都内23区内の営業所

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で、出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には、その旨を明示するようにしてください。

## ③有期契約を更新する場合の基準

契約期間	期間の定めあり (2024年4月1日～2025年3月31日)
	契約の更新 有 (契約期間満了時の業務量、勤務成績により判断) ※ 通算契約期間は4年を上限とする。
	契約の更新 有 (自動的に更新する) 契約の更新回数は3回を上限とする。

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく、「勤務成績、態度により判断する」、「会社の経営状況により判断する」など、具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 【参考】明示するタイミング等について

- ・ ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集、求人広告の掲載を行う場合は、求人票や募集要項において、少なくとも前述のような労働条件を明示しなければなりません。
- ・ ただし求人広告のスペースが足りない等、やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝えします」などと付した上で、**労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です**。この場合、原則、面接などで求職者と最初に接触する時点までに、全ての労働条件を明示する必要があります。
- ・ また、面接等の過程で**当初明示した労働条件が変更となる場合は、その変更内容を明示する必要があります**。この明示は速やかに行ってください。
- ・ **労働契約締結時には労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を明示することが必要です**。ここでの明示についても、今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており、2024年4月1日以降、明示しなければならない労働条件が追加されます。

## 関連情報

令和6年4月より、募集時等に明示すべき事項が追加されます (厚生労働省HP内)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudo\\_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudo_u/koyou/haken-shoukai/r0604anteisokukaisei1.html)

今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を掲載しています。



令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直しについて (無期転換ルール及び労働契約関係の明確化) (厚生労働省HP内)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)

労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており、その資料等を掲載しています。

